

# 会期日程表（第3回 能登町議会定例会）

平成20年9月

会期	日	曜	開議時刻	摘要
第1日	5	金	午前10時00分	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 決 算 特 別 委 員 会 の 設 置 及 び 委 員 の 選 任 請 願 ・ 陳 情 上 程 趣 旨 説 明 ・ 委 員 会 付 託
第2日	6	土		休 会
第3日	7	日		休 会
第4日	8	月		休会（常任委員会）
第5日	9	火	午前10時00分	一 般 質 問
第6日	10	水	午前10時00分	一 般 質 問
第7日	11	木		休会（常任委員会）
第8日	12	金	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

## 開 会（午前10時00分）

### 開 会

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまから、平成20年第3回能登町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 会議録署名議員の指名

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番奥成壮三郎君、7番奥野清君を指名いたします。

### 会期の決定

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの8日間に決定いたしました。

### 諸般の報告

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第3「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布いたしましたので、ご了承お願いいたします。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案8件、諮問2件、報告1件、

認定13件が提出されております。また、監査委員から、平成19年度決算審査意見書及び、平成20年度5月分、6月分、7月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いいたします。これで、諸般の報告を終わります。

### 議案第67号～認定第13号

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第4 議案第67号「平成20年度能登町一般会計補正予算」から、日程第11 議案第74号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について」までの8件及び、日程第12 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、日程第13 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの2件並びに、日程第14 報告第13号「平成19年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び、日程第15 認定第1号「平成19年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第27 認定第13号「平成19年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件、併せて24件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

#### 提案理由の説明

#### 町長（持木一茂）

おはようございます。

本日ここに、平成20年第3回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、提案いたしております各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

9月に入りまして、残暑は厳しいものの、ようやく秋の気配を感じる過ごしやすい季節になって参りました。

今年は、6月19日に梅雨入りしましたが、昨年より13日も早い7月19日に梅雨明けとなりましたが、去る7月28日早朝に金沢市内を襲った集中豪雨は、浅野川流域を中心に大きな被害をもたらしました。

浅野川は別名「女川」とも呼ばれていますが、川は優しいだけではなく、ときには牙をむくことを改めて肝に銘じるものであります。

今、地球温暖化対策が叫ばれていますが、地球温暖化により、「異常気象」が起りやすくなり、特に日本などの中緯度地帯では、集中豪雨が頻発する恐れがあると言われてしています。

石川県内においても梅雨明け後の集中豪雨により、県内各地で大きな被害が多発しています。

台風や集中豪雨を避けることはできませんが、被害を最小限に食い止めることは行政に与えられた使命でもあります。

これからも台風など災害が発生しやすい時期が続きますが、防災気象情報には十分注意し、防災・危機管理体制を強化し、安心して暮らせる安全な地域づくりを進める所存であります。

また、防災の最前線にあたっておられる消防団員の皆様には、町民の生命、財産を守るため、昼夜を問わず献身的にご尽力されていることに対し、心から敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

中でも三波分団の皆さんには、去る7月26日の第56回石川県消防操法大会のポンプ車操法で、日ごろの訓練の成果をいかんなく発揮され見事優勝を果たされました。

平素からのたゆまぬ訓練の賜であり心からお祝いを申し上げます。

同分団には来る10月12日に東京ビッグサイトで行われる第21回全国消防操法大会での2連覇に向けてご奮闘を祈念するとともに、石川県そして能登町代表として今後とも大いにご活躍されることをご期待申し上げます。

次に、能登半島地震復興イベントとして、来る10月16日に内浦体育館で大相撲能登場所が開催されます。

横綱、大関など総勢260名の力士が来町いたしますのは、昭和36年に初代若乃花や大鵬が宇出津小学校のグラウンドで興行を行って以来47年ぶりとなりますが、まだ席に若干の余裕がありますので、町民の皆様には、ぜひ応援に来ていただきますようお願い申し上げます。

外国人力士が増えてきている中で、現在、能登町から5人の力士が角界入りし、平成20年の初場所において、寺下隆浩さんが三段目で優勝するなど関取を目指し頑張っております。

私たちも、この相撲巡業と能登国際女子テニス大会という2つのビッグイベントを通じて、元気な町を全国に発信できるよう頑張りたいと思いますので、議員各位におかれましても、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日もご提案いたしました議案8件、諮問2件、報告1件及び認定13件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第67号から第72号までは、一般会計、特別会計及び公営企業会計予算の補正であります。

災害関連事業や補助事業費等の変更により、組み替えや追加を行い、今回、補正予算として提案させていただきましたので宜しくお願いいたします。

議案第67号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8千6百17万5千円を追加し、予算総額を百30億9百6万1千円とするものです。

はじめに、歳出から説明いたします。

第2款「総務費」では、7百31万4千円の追加を行いました。

第1項「総務管理費」には、9月13日から17日にかけて開催される、里山里海国際交流フォーラム「能登エコ・スタジアム2008」の負担金を計上しております。

石川県と金沢大学が連携し、シンポジウムのほか、里山保全に取り組む奥能登の各地域で農業や自然保護活動に触れる体験型見学会を開催するものであります。

第2項「徴税費」には、所得税と個人町民税との税源移譲時の年度間の所得変動にかかる経過措置にともなう個人町民税や法人町民税等の還付金を追加いたしました。

第4項「選挙費」には、来年5月から導入される裁判員制度の導入経費を追加し、さる7月の農業委員会委員選挙が無投票となったことにより選挙費を減額したものであります。

第5項「防災費」には、防災行政告知施設の修繕費を追加いたしました。

第6項「統計調査費」は、指定統計調査費の交付決定を受け追加したものであります。

第3款「民生費」には、5百46万8千円を追加いたしました。

第1項「社会福祉費」では、全国健康福祉祭の視察に要する経費を「社会福祉総務費」に計上した他、健康福祉の郷「なごみ」の修繕及び備品購入費を「社会福祉施設費」に、在宅障害者の方に障害福祉サービスの周知を図るため相談支援事業の経費を「障害者福祉費」に、在宅長寿祝金の今後の見込みをふまえて追加分を「老人福祉費」に、介護保険特別会計への事務局費繰出金を「介護保険費」に、それぞれ追加計上いたしました。

第2項「児童福祉費」には、私立保育園での障害児受け入れ加算額の制度改

正による追加の他、子育て支援プラン作成に対する助成経費や危険遊具の撤去費を追加いたしました。

第4款「衛生費」では、98万9千円を追加いたしました。

第1項「保健衛生費」には、「母子保健費」に、今回新たに、里帰り先でも妊産婦・乳児健康診査を受けた方の経費についても公費助成することとし、所要経費の追加を行いました。

「環境衛生費」では、斎場の火葬炉等の修繕費を追加した他、多目的交流センターの汚泥処理手数料の追加を行った他、浄化槽整備推進事業特別会計への操出金を減額いたしました。

第6款「農林水産業費」は、6百41万円の追加であります。

第1項「農業費」では、「農業総務費」に、寺田川ダムの電気使用料を追加し、「農業振興費」には、農業への企業参入にかかる諸経費を追加した他、担い手育成総合支援協議会への負担金を初め、「たくましい担い手経営育成事業」や「地域特産品づくり支援事業」の追加を行い、「農地・水・環境保全向上対策事業」では、協定地区の確定により追加を行っております。

「農地費」では、「農業集落排水事業操出金」の追加をおこなっております。

第3項「水産業費」では、「漁港管理費」において修繕及び浚渫工事の追加をおこないました。

第7款「商工費」には、96万8千円を追加いたしました。

石川県産業創出支援機構との事務経費を「商工総務費」に追加した他、「観光費」において、友好都市である流山市民祭りが30周年を迎えることとなり、地域芸能の皆さんの参加経費等の追加を行った他、観光施設の登記手数料の追加を行いました。

第8款「土木費」では、2千8百1万7千円を追加いたしました。

第2項「道路橋りょう費」は、「道路橋りょう新設改良費」において、一部路線の組み替えと事業費の追加を行い、「道整備交付金事業」では、事業費の組み替えを行いましたので宜しく願いいたします。

第5項「都市計画費」では、「都市環境整備事業費」において「まちづくり交付金事業費」の交付金内示の確定によって事業費の追加を行った他、「下水道費」では、「公共下水道事業特別会計」への操出金を減額いたしました。

第6項「住宅費」では、「住宅建設費」において庄崎団地及び犬山団地の用途廃止による、住宅の取り壊し経費を追加いたしました。

第9款「消防費」では、9百18万7千円の追加を行いました。

「常備消防費」及び「非常備消防費」において、全国消防操法大会への派遣費を追加した他、「消防施設費」では、消火栓の設置費を追加し、防災センターのボイラー故障による入替経費を追加した他、地域防災助成事業及び消防団員安全装備品等助成事業の内示を受けて、消防防災備品購入費の追加を行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

第10款「教育費」は、2千6百20万5千円を追加いたしました。

第1項「教育総務費」では、「事務局費」で、学習障害児対策として特別支援員を追加することとした他、マイクロバス「折り鶴号」の修繕費の追加を行っております。

第2項「小学校費」では、「学校管理費」において、教材購入費を追加した他、宇出津小学校放送設備の修繕費を追加し、「教育振興費」においては、コンピュータウィルス対策費の追加及び小学生全国大会等の大会派遣助成の追加を行っております。

また、「学校建設費」で、鶯川小学校の耐震診断及び耐震補強計画に要する所要経費を追加いたしました。

第3項「中学校費」では、「学校管理費」において、教材購入費を追加した他、能都中学校の高圧気中開閉器の修繕費を追加しております。

「教育振興費」において、コンピュータウィルス対策費の追加及び中学生全国大会等の大会派遣助成の追加を行っております。

また、「学校建設費」で、能都中学校と松波中学校の耐震診断及び耐震補強計画に要する所要経費を追加いたしましたので宜しくお願いいたします。

第4項「社会教育費」では、「社会教育施設費」において、姫交流センターのエアコンの修理費を追加し、「図書館費」においては、柳田教養文化館の警備費用の追加を行うものであります。

第5項「保健体育費」では、「保健体育総務費」に、猿鬼歩こう走ろう健康大会補助金を計上いたしました。

「体育施設費」は、臨時職員の異動による事務費の組み替えを行うものでありますので宜しくお願いいたします。

第11款「災害復旧費」は、1億61万7千円を追加いたしました。

第1項「農林水産施設災害復旧費」において、6月28日から29日にかけて発生した梅雨前線豪雨災害で、内容は農地災害復旧費14件分で3百20万円、農業用施設災害復旧費38件分で8千2百万円及び林道災害復旧費の往古

線一箇所千6百41万7千円の追加を行いましたので宜しくお願いいたします。

以上、1億8千6百17万5千円の財源として、歳入において、第11款「分担金及び負担金」に38万3千円、第13款「国庫支出金」に5百万円、第14款「県支出金」に7千6百21万3千円、第16款「寄附金」に百15万円、第17款「繰入金」に8百9万2千円、第18款「繰越金」に4千9百90万8千円、第19款「諸収入」に百77万4千円、第20款「町債」に4千3百65万5千円をそれぞれ追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第68号「平成20年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、保険事業勘定において、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5千69万8千円を追加し、予算総額を24億4千5百11万8千円とするものです。

歳出の内容は、19年度事業費の精算を行ったものであります。

この財源として、第8款「繰入金」に9万3千円、第9款「繰越金」に5千60万5千円を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願い申し上げます。

次に、議案第69号「平成20年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3百万円を追加し、予算総額を8億2千9百45万7千円とするものです。

歳出の内容は、総務費において人件費を支弁事業費としての組み替えを行ったほか、前処理機器の修繕費と汚泥処理費を追加計上したものであります。

この財源として歳入では、第5款「繰入金」に33万7千円を減額し、第6款「繰越金」に33万7千円、第8款「町債」に3百万円を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願い申し上げます。

次に、議案第70号「平成20年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3百10万円を追加し、予算総額を5億1千3百33万3千円とするものです。

歳出の主な内容は、県道の舗装改修におけるマンホールの嵩上げ工事の追加をおこなったものであります。

この財源として歳入では、第4款「繰入金」に71万6千円、第5款「繰越金」に18万4千円、第7款「町債」に2百20万円をそれぞれ追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願い申し上げます。



次に、議案第71号「平成20年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千6百75万8千円を追加し、予算総額を5千4百66万7千円とするものです。

歳出の内容は、12基分の新規工事費を見込み関連諸経費を追加したものでありますので宜しくお願いいたします。

この財源として歳入では、第4款「繰入金」に55万9千円減額し、第1款「分担金及び負担金」に2百56万2千円、第3款「県支出金」に4百71万1千円、第5款「繰越金」に94万4千円、第7款「町債」に9百10万円をそれぞれ追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願い申し上げます。

次に、議案第72号「平成20年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、眼科用手術機器の購入費を1千8百60万円を追加し、資本的支出を2億9百7千円とするものでありますので宜しくお願いいたします。

この財源として歳入では、第1款第2項「企業債」を1千8百60万円を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願い申し上げます。

次に、議案第73号「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の一部を改正する法律により、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離するとともに、名称を「議員報酬」に改めるものであります。

なお、9月1日の施行日以降、新たな報酬等の支給日までに、報酬に関する規定の整備が必要であることから、今議会に提案するものであります。

次に、議案第74号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について」は、本年12月1日に新公益法人制度が施行されることから、公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、関連する条例の整備をするものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」でございますが、能登町には、現在、7名の人権擁護委員の方がおられます。

今回、2名の方が本年12月31日をもって任期満了となることから、現委員であります能登町字瑞穂の「高山一夫」氏と能登町字宇出津の「関本昌夫」氏のお二人を、再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第13号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものでありますので、宜しくようお願い申し上げます。

次に、認定第1号「平成19年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成19年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件につきましてご説明いたします。

これら13件の認定につきましては、平成19年度一般会計並びに10特別会計及び2企業会計の歳入歳出決算であり、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

なお、平成19年度の決算状況につきましては、別冊の「平成19年度主要施策の成果説明書」の中でも決算額の概要を明記しておりますので、円滑な審査が進められますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

## 採 決 諮問第1号～諮問第2号

### 議長（新平悠紀夫）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。この際、日程の順序を変更し、日程第12 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び、日程第13 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第12 諮問第1号及び、日程第14 諮問第2号の2件を先に審議することに決定しました。

ただ今、先議することに決定しました諮問第1号及び、諮問第2号の2件を議題とします。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号の2件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号の2件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### 採 決 諮問第1号

議長（新平悠紀夫）

諮問第1号 「人権擁護委員候補者の推薦について」

能登町字瑞穂ヲ字15番地 高山一夫氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立全員であります。よって、諮問第1号については、議会の意見は、適任とすることに決定いたしました。

### 諮問第2号

議長（新平悠紀夫）

次に、諮問第2号 「人権擁護委員候補者の推薦について」

能登町字宇出津ウ字101番地 関本昌夫氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立全員であります。よって、諮問第2号については、議会の意見は、適任とすることに決定いたしました。

## 休 憩

### 議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。 (午前10時31分)

休憩中に常任委員会を開き決算特別委員を各2名ずつ選出して下さるようお願いいたします。

## 再 開 質 疑

### 議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時00分)

日程第4 議案第67号から、日程第11 議案第74号までの8件及び、日程第14 報告第13号の併せて9件についての質疑を行います。質疑は、前回も申し上げましたが、大綱的な内容をお願いをいたします。それでは、質疑はありませんか。

5番向峠茂人君

### 5番(向峠茂人)

予算書の第8款土木費、住宅費で先ほど町長の説明にありましたけれど、小木地区の庄崎・犬山団地の撤去用途廃止と答弁されましたけど、この跡地に新たに住宅を建てる用意はあるのか。また現在の能登町内にある団地の入居率はどうなっているのか。

### 議長（新平悠紀夫）

建設課長大門康博君

### 建設課長（大門康博）

庄崎団地、それから犬山団地の跡地はどうするのかということですが、潰した後につきましては更地の状態で普通財産という形で売却を考えていきたいと思っています。また町営住宅につきましては特公賃住宅も含めて357戸ありますけども、入居につきましては全戸入居100%ということでもあります。

**議長（新平悠紀夫）**

5 番向峠茂人君

**5 番(向峠茂人)**

今、課長の説明では100%の入居率、大変良いことだと思います。その住宅の中にも最近母子家庭が増えつつあります。私も耳にしますけれど、母子家庭に対応した住宅建設というのを考えておられるのか。それと団地によっては、大変人気のある団地も見受けられます。場所的なものか団地住宅の構造なのか、それを聞かせていただきたい。

**議長（新平悠紀夫）**

建設課長大門康博君

**建設課長（大門康博）**

現在の住宅の入居者の関係なんですけども、単身の入居者、それから母子家庭の方、含めまして100名ほどいらっしゃいます。そうした中で城野住宅の建て替えを現在進めておりますけども、今年度からそういった人向けといいますか、1棟4戸という形で長屋形式になりますけども、少人数の家族向けの住宅を建設していきたいと思っています。

**議長（新平悠紀夫）**

5 番向峠茂人君

**5 番(向峠茂人)**

次に第11款、災害復旧費で農林災害ですが先ほど説明の中に農業施設災害14件、農業災害38件、林道1件とありますが、この災害の件数を例えば旧能都、旧柳田、旧内浦で何件と把握されていたら説明をお願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課担当課長加須屋勲君

**農林水産課担当課長（加須屋勲）**

農地災害ですけど柳田8件、内浦5件、能都1件、計14件です。農業用水施設ですけども能都6件、内浦11件、柳田21件、計38件です。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。12番山本一郎君

**12番(山本一郎)**

補正予算21ページの衛生費、母子保健費のところ補助金として妊産婦の乳幼児県外医療機関受診助成事業とございますが、この辺に關しての説明が全協で若干私としては曖昧だったかなと思うので里帰り出産という形で述べられたと思うんですが、もう少し詳しく丁寧に説明していただきたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

ただ今の質問にお答えします。県内におられる方はどこの医療機関にかかられても現在補助がございます。ところが県外からお嫁に来られている方に対して例えば県外で出産するということになりますと、その補助的なものはなかったわけです。ですから今回、県外でも受けた領収書をいただければ規定の金額ですお支払いするということでもありますので、ぜひご利用していただければと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

12番山本一郎君

**12番(山本一郎)**

わかりました。再度確認ですが、この予算書に載りましたよね。ということで、この議会を通過した後の出産に対応するのか。それとも4月5月に妊娠されて現在、東京なり静岡なりに帰ってもう産む準備をされているんだという方も対象なのか。その区分けをどうお考えなのか、もう一度お願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

年度の対応ということで4月から対応しようと思っておりますのでご理解願います。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。6番奥成壮三郎君

**6番(奥成壮三郎)**

予算書26ページ27ページの教育費のほうでお願いします。小学校耐震診断、鶉川小学校476万2千円。中学校のほうにいきますと、能都中学校、松波中学校2校で1,607万円。これ半分に割れば800万円くらいになるのかなあとおもいますが、校舎の大きさが違うのは分かるんですけども、あまりにも小学校と中学校の耐震の診断の見積もりというんですか、診断金額の違いがあるわけなんですけども、その点ご説明願います。

**議長(新平悠紀夫)**

学校教育課長井口潔君

**学校教育課長(井口潔)**

ご説明いたします。鶉川小学校については校舎と体育館、能都中学校についても校舎と体育館、松波中学校については校舎が済んでいるということで体育館の調査になります。ちなみに鶉川小学校は併せた面積が2,136㎡の面積になっています。能都中学校については5,638㎡の面積です。松波中学校の体育館については1,680㎡の面積。これを基本的に耐震診断にするという予定です。基本的に㎡の単価同じような形で多少施設によっては違いますけども、棟ごとで計算していきますので、面積といいながらも棟が4棟5棟に分かれておれば、ちょっと割高になります。基本的な金額は一緒です。

**議長(新平悠紀夫)**

6番奥成壮三郎君

**6番(奥成壮三郎)**

それではこの3つの校舎の診断される業者は1業者ということになるんですか。別々の業者でわざと高いの分かっておって3つの業者になるんですか。1業者にするんですか。それを教えてください。

**議長(新平悠紀夫)**

学校教育課長井口潔君

**学校教育課長(井口潔)**

今回3件を予定しておりますけれども、基本的にはこれから協議していき

いと思いますが、3件についてはこれから協議ということで。まあ学校それぞれ別々ですので、どうなるかはまたあれです。議会に承認いただいた後、入札という方式にしたいと思っておりますので、入札で決定ということでよろしくをお願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。9番石岡安雄君

**9番(石岡安雄)**

予算書25ページ消防費で三波分団の全国操法大会出場の派遣費が計上されております。この大会の日程は10月12日と聞いておりますが、くしくも今年の10月12日、ふるさと博関連事業として県から補助金を戴き開催する「イカす会」と重なっております。町長はこのイカす会の名誉会長になっておられますが、イカす会に出席されるのでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

イカす会のほうにも出席したいわけなんですが残念ながら体ひとつなんで、三波分団の2連覇もかかっておる大会ということなんで、三波分団の応援をさせていただきたいと思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番(石岡安雄)**

それでは担当課長にお答えしていただきたいと思うんですが、操法大会費用派遣費545万円ですか、この算出根拠というか、旅費が210万円、補助金240万円とあります。この行かれる規模がまず分からないので、高いのか安いのか検討もつきませんし、その人数を教えてください。

それとこの算出する方法なんです、例えば町内の小中学校の生徒がスポーツの全国大会に出場する際、能登町児童生徒各種大会派遣費用の内規で定められております。例えば交通費は学校所在地から大会開催地までの3分の1を補助する。宿泊費は一人一泊4千円を補助する。昼食費はなし。引率者は一人を補助対象とする。補欠選手については1チーム出場不可欠な場合を対象とし、



必要最小限の児童生徒を補助対象とするとあります。小学生の場合、応援も兼ねた保護者は費用はもちろん自己負担で行っております。

今の三波分団の全国大会出場するのをこれに当てはめるとかそういうつもりで言うのではありませんが、この経費の算出方法があったらどのようなになっているのかお聞かせ下さい。

#### 議長（新平悠紀夫）

総務課長下野信行君

#### 総務課長（下野信行）

ただ今の三波分団の派遣費等に関しまして、予算計上の算出根拠についてというご質問かと思えます。まず9節費用弁償につきまして210万8千円の計上でございますが、三波分団が石川県大会、7月の26日に優勝いたしまして全国大会への推薦を受けたわけなんです、その翌日から全国大会が10月12日となっておりますが、その間約75日ほどございます。現実には毎日仕事を終えてから三波分団全員が練習をしております。その中で各分団の団員が出た人数に対しまして35回分が出場費ということで算定をしております。これの1回当たりの手当てについては条例に基づいた手当てを積算根拠としております。

また今ほど申しました19節の補助金のほうの240万円の算定でございますが、今現在の計画のほうから申し上げますと、貸し切りバス1台を準備いたしまして町の関係者、議会の関係者、消防団の役員、三波分団員、選手家族等で38名が大会に参加するという予定でおります。それで、貸し切りバスということで交通費はみておりませんが、宿泊費につきましては条例に基づいた単価で算定しております。また選手につきましては、バスの日程と合致しませんので大会前に練習あるいはリハーサルとございます。特に今回出場します三波分団につきましては、前回優勝ということで優勝旗の返還並びに2回連続出場ということで選手宣誓と大会当日に大役も担当するという、リハーサル等も含めまして、その選手は飛行機で5日から会場のほうへ出向くという考えで飛行機の旅費で算定しております。それを合わせまして240万円という形で補助金を計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。4番南正晴君

#### 4番(南正晴)

22ページの農業振興費について。この中で19節の負担金補助金及び交付金の中で担い手育成総合支援協議会に73万7千円あるんですが、この協議会について少し教えていただきたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課担当課長加須屋勲君

**農林水産課担当課長（加須屋勲）**

ご説明いたします。この負担金なんですけども能登町担い手育成総合支援協議会への負担金でございます。この協議会につきましては5団体、県、町、農業委員会、JAおおぞら、JA内浦でございます。目的につきましては担い手の経営改善支援や担い手の育成確保に向けた取り組みの強化でございます。事業内容ですけども、コンバイン6条の補助金でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

4番南正晴君

**4番(南正晴)**

はい。大体分かりました。続きまして、たくましい担い手経営育成事業と地域特産品作り支援事業、申し訳ないですがこれについても少し内容を教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課担当課長加須屋勲君

**農林水産課担当課長（加須屋勲）**

お答えします。たくましい担い手経営育成事業につきましては、追加割り当てに伴います増額でございます。それから地域特産品作り支援事業につきましては新規事業でございます。その目的は特産品の商品化や販売等の補助金でございます。特産品作りについては県費100%の事業でございます。一団体当たり5万円の限度額でございます。それからたくましい担い手につきましては日本海倶楽部の機械の補助でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。19番山崎元英君

### 19番(山崎元英)

先ほどの向峠議員の質問と重複してきますけども、この件につきまして再度質問させていただきます。犬山と庄崎の町営住宅の撤去につきましてですけども、このいずれも建てられてから40年近く経っていようかと思えます。先ほどの課長の答弁で壊した後で更地にして売却しようということをおっしゃいました。それで壊される戸数が何戸あるのか。1戸当たりの面積がそれぞれのくらいあるのかということをお聞かせ下さい。

### 議長（新平悠紀夫）

建設課長大門康博君

### 建設課長（大門康博）

お答えします。庄崎団地につきましては、昭和39年と40年に建てられておりまして約44年ほど経っております。戸数は10戸ございます。犬山団地につきましては昭和42年に建てられまして、これも42年ほど経っておりますけども、こちらは1戸でございます。共に耐用年数は30年ということで大幅に経過をしておりますして老朽化が著しい為に今回、更地にするということでございます。更地につきましては犬山団地のほうは1戸ということで団地という形ではないということで。庄崎団地につきましても間間に民間に払い下げた住宅もございまして、更地の部分につきましては団地の形態をとれないということで今回売却の方針を出したものです。

### 議長（新平悠紀夫）

19番山崎元英君

### 19番(山崎元英)

ただ今の更地の処分でございますけれども、今回議会に監査委員の方から19年度決算審査の意見書ということで述べてありますけども、今後一層の行財政改革を推し進める為にとということで1番目の項目に売却可能な町有財産の把握と処分ということが書いてあります。それで更地にする場所につきましても早急に売却する手順を踏んで欲しいなと思うわけです。それにつきまして1戸ずつの団地を見ますとそんなに広い面積ではございません。といいますのは1戸そこだけを買ってもなかなか思ったような家を建てにくいという感じもしますので、出来れば隣接した方々から優先して購入の意向を聞いていかれるというのもひとつの方法じゃないかと思えますので付け加えて質問させていただきます。

**議長（新平悠紀夫）**

答弁はありますか。

**19番(山崎元英)**

出来ますか。進めて欲しいということなんですけれども。

「売り先が決まったみたいがの答弁できるかいや」という声あり。

**議長（新平悠紀夫）**

じゃあそれでよろしいですか。

**19番(山崎元英)**

よろしいです。

**議長（新平悠紀夫）**

7番奥野清君

**7番(奥野清)**

先ほど石岡議員の関連になりますけど消防費について質問させていただきます。まずは三波分団の連覇に向けて頑張ってもらいたいなとエールを送りたいと思います。

先ほど町長の答弁の中で私も参加するということで応援に行くということは仕方ないなと思います。ただ私が心配にしているのはちょっと忘れたんですが、全国的に集中豪雨にあい、関東地方、件は忘れたんですが助けてくれとメールは送ったんですが、警察消防署が違った場所に行って尊い命を亡くしたということで災害はいつ起こるかもわかりませんので、先ほどの人数なり見ると災害に関しての責任というか執行の方々も多数行かれることにあたって、災害は無ければいいんですが万が一のことを考えて見ますと、町長の代わりに副町長とそれは分かるんですが、消防団なり消防署の職員の中で誰が行った場合に誰が代役の執行をするというような系統図というか初動体制の系統図があるのかないのか総務課長にお尋ねいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

総務課長下野信行君

### 総務課長（下野信行）

ただ今のご質問についてご説明申し上げます。消防署のほうからは能登署の署長が行きます。あと能登署につきましては副署長あるいは柳田、内浦の各分署長はそのまま対応にあたるということで消防署につきましては署長のほうか指導員と随行2名ということで少人数で参加をすることで予定をしております。

それと職務のほうについては、基本的にその長が欠けた場合は補佐ないし副が担当するというので分担上事前に決めてございますので、そのような対応になるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。他に質疑ございませんか。2番椿原安弘君

### 2番(椿原安弘)

報告第13号につきまして質疑をいたします。これにつきましては平成19年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告ということでございます。北海道の夕張市、財政破綻したということで、こういう地方公共団体の健全化に関する法律というものが平成19年に出来たわけでございます。19年度決算から住民に報告するというので今回初めてなったわけでございますが、能登町の健全化判断比率で4つの指標がございまして実質赤字比率ならびに連結実質赤字比率については、なしということでございます。実質公債費比率が21.1%、それから将来負担比率が208.9%となっております。実質公債費比率については18年度が23.2%だったと思っておりますので、2%程度改善したというふうな結果だと思っております。これにつきましては財政指標につきましてはこれから新聞紙上等で公表されるわけでございますが、今までの指標はどれをとっても県下ワースト1というようになっておりますので、この新しい指標ならびに経常収支比率、起債制限比率等について公表されると思っておりますけれども、ワースト1を脱却出来るか出来ないか見通しにつきまして企画財政課長にお聞きしたいと思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

企画財政課長高雅彦君

### 企画財政課長（高雅彦）

お答えいたします。先ほどご質問のありましたとおり地方公共団体の健全化に関する判断比率等を国が把握して地方公共団体の早期の財政破綻を防ぎたいというのが主旨でございまして、議員さんおっしゃるとおりの主旨でござい

すが、これについて例を申し上げますと実質公債費比率、昨年は23.2%、今回は21.1%ということで改善されております。能登町につきましては。ただこれ9月の下旬にですね、県が発表するというふうにいわれております。私どもといたしましても、各町村によって議会の発表の日が違うと思っておりますので、それを取りまとめて県の方で発表するというので聞いておりますので、どれほどワースト1を脱却出来るかどうかというご質問でございますけれども、毎年少しずつ比率の計算方法も変わっておりますので、うちは良くなっておりますが、他の市町についても良くなっているところもあるように聞いておりますので、希望としては最下位は脱出出来るんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、確実に脱出出来たというところにはいっていません。

いずれにいたしましても高い水準にあって、トップグループにいることは間違いございません。それでご勘弁いただきたいと思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。15番久田良平君

#### 15番(久田良平)

先ほどの6番奥成壮三郎議員と質問が重複するかと思っておりますけど、よろしくお願ひします。今回9月補正に対して、10款教育費2項3目学校検査委託料476万2千円及び3項3目の学校建設費1,600万7千円計上をされているわけですが、これは耐震補強事業の委託料として、鶴川小学校及び能都中、松波中学校の体育館の耐震補強の事業費として計上されているわけですが、この3つの施設の予備調査等は終わっているのかお尋ねしたいと思います。

なぜそういうことをお尋ねするかと申しますと、県教委の調査報告が6月27日付けの新聞報道等で発表がなされているわけですが、その報告によると、県内公立小中学校は全部で1,395棟が各市町に存在するわけですが、その内の33.3%にあたる464棟が耐震性が無いと判断され、その内、倒壊の危険性が最も高いと判定されたのは、県全体の11.8%に相当する164棟が報告されています。その中に能登町では5つの中学校と6つの小学校が現在あるわけですが、今回、県の調査報告の対象物件にこの能登町の11の小中学校が含まれているのか、まずもってお尋ねしたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

学校教育課長井口潔君

#### 学校教育課長（井口潔）

ご説明いたします。提案しております3学校の件なのですが、先ほど言いましたように能登町には11、小学校6校、中学校5校なのですが、その内耐震の必要がないというか終わったという校舎で6校舎、体育館で6校舎あります。ということで残り5つ、小学校で5つの校舎、中学校で5つの校舎がうちのほうで今後していくということになるんですが先ほど言いました前回、平成18年度の話になるんですが、平成18年度において能登町においては新聞に出ていましたように、耐震調査の中の1番軽いランクの優先度調査というものを行っております。この優先度調査の次に第1次診断、第2次診断あるわけなのですが、そこで優先度調査が終わっているということで、新聞発表では能登町の校舎の対震度調査は100%終わっているという形になります。

そして今回、予算にあげているのは2次診断という形になります。2次診断は文部科学省の補助を受けるときにこの診断を受けないと補助対象にしてくれないという形ですので、今回お願いするものです。能登町の棟数では耐震のほうは34ということになっております。全棟数42という形なのですが、耐震調査は34と。これは数字の差があるわけなのですが、これについては既に工事が終わっているとかいう形で必要ないということの数字になります。

#### 議長（新平悠紀夫）

15番久田良平君

#### 15番(久田良平)

学校教育課長ね、私の質問しているのは県の教委が発表した全体で1,395棟の内の33.3%にあたる464棟が県が耐震性が無いと。その中でも最も危険が高い、倒壊が高いとされる建物が県で全体で11.8%だと。その内の164棟が1番危険が高いんだと。その中に能登町のいわゆる耐震が全部終わった以外の11校の中に県の報告された施設が入っているか入っていないかということをもまず第1番に聞いておるんです。あなた方が18年度に優先度調査やられたのも私ら存じ上げておりますし、その中でも県に報告したのは県が何をもって棟数が164棟ないし、また1,395棟のものがあるというのが何を基準でやっておるのか、あなた方が県教委にどういう報告をされているのか。報告されてなかったら県教委はこういう発表しないんですよ。違いますか。県教委は何の資料もなかったら各町村の資料がなかったら県教委は判断出来ない。まさか県が町の施設を耐震検査する訳ないんですから。その辺を私はまず聞いておるんです。この質問にちゃんと答弁してください。

#### 議長（新平悠紀夫）

暫く休憩します。答弁出来ましたら手を挙げてください。(午前11時42分)

「どことどこや危ないてが言えばいいぎがいや。」との声あり。

**議長（新平悠紀夫）**

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時42分)

学校教育課長井口潔君

**学校教育課長（井口潔）**

ご説明いたします。鵜川小学校と能都中学校が現在指摘されておる部類に入っております。これが優先度調査したときに一番低いランクということになります。ですから鵜川小学校と能都中学校が今の164の中に入っていると。これは優先度調査で数字的には1ということで一番低いところになります。

ただ能都中の体育館については少し安全上高いという数字になっております。

**議長（新平悠紀夫）**

15番久田良平君

**15番(久田良平)**

今、課長の答弁によって鵜川小学校と能都中学校が県教委のほうに報告されたいわゆる164棟の中に入っているという答えをいただいたわけですけど、今回また補正の中で鵜川小学校、能都中学校の体育館が耐震の調査委託料の中に含まれているわけですけど、更にそれよりも危険性の高い、柳田中学校とか柳田の体育館とかはこれ当然含まれるわけですけど、建物の年数は何年なんですか。柳田中学と能都中学の建築年数は何年なんですか。それも教えてください。

**議長（新平悠紀夫）**

学校教育課長井口潔君

**学校教育課長（井口潔）**

ご説明いたします。能都中学の建設が昭和40年3月。松波中学が昭和49年5月。鵜川小が昭和43年12月。それと先ほどお話に出た柳田中学ですが、昭和52年8月。また鵜川中学については昭和54年10月となっております。

**議長（新平悠紀夫）**



15番久田良平君

### 15番(久田良平)

経過年数にしても若干10年ないし5年しか変わらないんですけど、今回なぜ柳田中学、柳田の体育館を補正に盛らないのか。せつかくやるのに。まあ財源のあれもありますのでしょけれど、当然これは避けては通れない1日も早くやらなければならないと私は思うんです。この為に児童や生徒たちがね、安全で安心して学べる教育環境をつくるのが大事だと思うし、特に地域住民がね、災害等や地震等があれば当然そこを避難場所として集まる場所として大変重要な位置を占めるわけです。この事業をどのように展開されるのか。そういうものを含めてどういうふうに予算措置をされていくのかひとつお願いしたいと思うし、そうでなければ教育長のほうから答弁をひとつお願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

### 教育長（田下一幸）

議員ご指摘の点、誠にその通りだと思っております。ただ今回の耐震工事調査について急ぐ、ひとつの最も最たる原因は、ご承知のとおり中国で四川省の大地震がありました。そこで急遽、文科省が耐震の工事を早めると。従来についての耐震の計画性について調査して年次的に進めていこうという話は従前からありました。ただ先ほど申しあげました四川省の地震が出てきたときに、今までの従来の補助率に増して補助率を上げて、地方負担の軽減を図って促進をしたいという主旨でそういう措置がとられております。

ただ今提案している3件につきましては、その補助採択になる可能性の高いものをまずとりあえず財政的な問題もありまして、そこにとどめております。ただ先ほど課長から申しあげました3校の内、2校は多分その0.3という基準をクリアして、いわゆる優遇された補助率になるのではないかと期待していますが、若干1校については、ひょっとすれば従来の補助対象のものになるかもしれませんが、少しでも1校でも早めてやりたいという気持ちでありますので、これはここ数年間かかりますけれど、順次、耐震性の補強をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

15番久田良平君

### 15番(久田良平)

最後にもう1回だけ。

それとですね、国のほうからいわゆる耐震指数が0.3%未満の建物に対して自治体のほうに対する補助金の拡充がされていると聞いたんですが、0.3%未満に対しての地方自治体の負担割合の率ていうのはどれくらいなんですか。

### 議長(新平悠紀夫)

学校教育課長井口潔君

### 学校教育課長(井口潔)

ご説明いたします。今のこの旧基準ですが、旧基準は国庫補助が2分の1、地方財政措置として地方債の充当率75%、交付税算入率50%でした。これの実質的な地方負担は31.25%。これが平成19年度までの数字でございます。

今度から新しくかさ上げの、先ほど教育長が言われました耐震指数が0.3%未満のものが対象になるんですが、この場合は20年度から22年度までが対象ですが、これが国庫3分の2にかさ上げ。そして地方財政措置を倒壊並みに拡充ということで地方債の充当率を90%。交付税算入率を66.7%という形で実質的に地方負担は13.3%と文科省は試算しております。

### 議長(新平悠紀夫)

ほかに質疑ありませんか。14番鶴野幸一郎君

### 14番(鶴野幸一郎)

先程来、質問のございます消防費の件について、お尋ねしたいと思います。

25ページですが、消防費全体として918万7千円ということなんですが、このうち大会経費がおよそ600万程あるわけで。あとこれに対する収入といいますか歳入として町債があげられていますね。消防防災施設整備事業費という名目で600万の起債が行われておると、これまあ借金ということですが。この消防の整備用に起債を起こしとって、実際、整備事業というのはこの下にある300万程なんですが。後は大会費用に使われているような気がするんですが。そもそもこういう借金の起こし方、地方債の起こし方というのは、あるんですか。

普通、整備事業に起こせば、整備事業に使うと何か半分ぐらい大会費用の方に流用しているような格好になって私そういうふうに見受けられるんですけど。これまず正しいのか、私の言っていることが間違っているのかどうか。

**議長（新平悠紀夫）**

総務課長下野信行君

**総務課長(下野信行)**

ただいまの議員さんの質問は25ページの予算書の消防費の中で消防設備費の財源内訳の地方債60万という、この部分かなと思います。これにつきましては説明欄の消防施設等整備事業ということで工事請負費151万3千円計上させていただいております。

その内容としましては、越坂地内の消火栓の設置工事と消防署の建物の中にございますボイラーの修繕ということで、消火栓設置並びに施設の修繕に充てる部分の地方債でございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番(鶴野幸一郎)**

失礼しました。それとですね、この常備消防費44万9千円というこの負担金及び交付金となっておって、能登消防署費と出ているんですが、これ負担金というのは事務組合へいく金だと思うんですが。能登消防署費ということになれば能登消防署で使う金だと思うんですが、これはどういう使い方になっているんですか、説明願います。

**議長（新平悠紀夫）**

総務課長下野信行君

**総務課長(下野信行)**

ただいまの常備消防費の負担金44万9千円につきましては、能登消防署の職員の身分は奥能登広域圏事務組合の職員でございます。この職員が今回の全国大会に指導者並びに引率という形に出向くわけなんですが、この職員の旅費に相当する分を広域圏事務組合へ負担金ということで納入させていただきます。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番(鶴野幸一郎)**

はい、分かりました。これが先程来、奥野議員等も指摘されておりますように3名ほど行く、その人数少し多くないかなあと、規律の方は大丈夫なのかなと、指揮体制ですね。こういうご指摘があったと思うんですよ。私もそれは感じないわけではないので。そういう点憂いの無いように、またこのような時期ですので、鳴り物入りもいかがかなあと、こういうふうに思いますので、どうかひとつそこは節減をしっかりとわきまえてやっていただきたい、こういうふうに思っております。

それからですね、ちょっともう一点だけお願いしたいんですが、商工費のところの観光施設整備事業に32万6千円と手数料が上がっているんですが、ポーレポーレの登記料とお聞きしたんですが、なぜ今、登記をしなきゃならないのか、ということ疑問に思うんです。これ課長から登記料だと、聞いたときはそうかなあとと思ったんですが、今この時期なぜ、これから皆さんの町民から提案を公募している段階ですので、その段階においてなぜ今登記するのか、これよく理解出来ないんです。ひょっとしたらすでに提案事項、あるいは提案者等が決定しておって、そして事前準備としてこういう登記をすることにしてるんじゃないなかなと、こういう思いもちらっと出てきたんですが、その点もしもそうだとすれば町民に対する大変な背信行為であると言わざるを得ないんですが、その辺分かるように、なぜこの段階で登記をするのか、明快にひとつお答えいただきたい。

#### 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

#### 商工観光課長(宮下並樹)

ご説明いたします。ただいまの鶴野議員さんからポーレポーレの指定管理、先月の8月中旬から9月いっぱいということでプロポーザルの制度を実施いたしました。いま提案を求めることを実施中でございます。そんな中において既にもうどこかに決まっているのかというご質問かと思いましたが、それについては断じてそういうことはございません。いま9月いっぱいプロポーザル制度の提案を締め切りまして10月には審査会等、その提案された方々のヒアリング等を実施しまして結論を出していくということでございます。当然、進捗状況それから審査結果については随時、議会の方にご説明をしていきたいと考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番(鶴野幸一郎)

既に内容が決定している、内容が決定する、あるいは指定管理者が決まったということは絶対ないということを今、課長おっしゃいました。それで間違いないですね。万一既に決定しておいてそれで登記が早い段階で必要なんだと、そういうことは無いと、これは信じてよろしいわけですね。はい、それじゃよろしいです。

#### 議長(新平悠紀夫)

ほかに質疑ありませんか。8番志幸松栄君

#### 8番(志幸松栄)

えーとですね。21ページの3款の民生費の遠島山公園遊具撤去費、10万円ですかいくらかですかこれ、みらいセンターのほう。これをひとつ遠島山公園遊具の撤去費について説明願います。

#### 議長(新平悠紀夫)

健康福祉課長中口憲治君

#### 健康福祉課長(中口憲治)

今回の質問にお答えいたします。みらいセンターの管理運営費に18万見えております。修繕料として見えていますが、遠島山に児童遊園地がありますが、これの遊具が老朽しまして大変危険な状態ということで、業者にいろいろ聞いたんですが修理するにも結構掛かるということで、今のところは使用禁止にしております。予算が付き次第に撤去したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 議長(新平悠紀夫)

8番志幸松栄君

#### 8番(志幸松栄)

この遊具撤去については、遠島山公園という関連の施設、自然観光地があります。それと同時に美術館もあります。それからいろいろ郷土歴史に対しての何とかの先生の、いろいろと歴史の施設もあります。そういう中で、いろいろと騒がれております。これは私たちが子供の時に育ったときには、遠島山公園ということで、城山、城山と言ったんですけども、そこをもの凄く重要視しな

がら人が集まった所なんです。まあ、時代の移り変わりもありますけれども、釣り橋も廃止、遊具も撤去、そうすると自然の観光名所並びにお金を掛けて造った美術館をどのような格好で維持していかれるのか。それと同時にやはり、あんた方の行政は縦割り行政だと思いますので、これは中口課長のところに単独でやったのか、それとも観光の課に相談しながらこれからどうやっていくか、また財政が豊かになればどういうふうに持っていくかという計画はあるんでしょうか。その計画をひとつお聞きいたします。

#### 8番(志幸松栄)

はい、議長

#### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

#### 8番(志幸松栄)

だから私は言うんですよ。始めにやはりそういうものをやはり、やる時にはやはり、能登町はいま財政再建、今日言われたそれを私も質問しようかなと思ったら先輩の椿原さんが言われたからいいですけど。徐々に良くなってきた、これはやっぱり町民一体となって力を合わせてきたからこの業績が表れた。そのような状況で今そのような施設を放ったらかしに、おそらく公園その等の遊具施設を見れば、半分以上予算付けてかかって撤去しなきゃならんような状態だと私は思うんです。

そういう中でやはりいかにして今後町民の方にその申し訳立てるかということをするには、行政のやっぱりいろんなやっぱり、頭の中の考えた財政課長並びに観光課長と相談しながらやっぱりこういうことをして欲しいなと思うものであります。福祉課長もう一遍答弁願います。今後はどのようにしてかかって単独でやっていきますか、また関連する課長さんと相談してやっていきますか。そういうことでひとつ答弁願います。

#### 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長中口憲治君

#### 健康福祉課長(中口憲治)

お答えいたします。当然、企画財政課長には予算を説明しておりますので、この件に関しましてはご相談しているところでございます。

ただ現在、みらいセンターの管理ということで児童遊園を行っておりますが、

遠島山の公園全体を今後管理していただく、いま商工観光ですかそこにやっている訳なので、そこで一貫的な今後管理をしていくように条例等も改正したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

8番志幸松栄君

**8番(志幸松栄)**

いま課長が言ったように横の連携を取りながら、私たち町民のために財政改革と共にひとつ進んでいって欲しいなと思うわけであります。なにしろ遠島山公園は自然公園でございます。そういう観光地を結局無駄にしないためにも、やはりそういう観光も必要だと思っておりますので今後もひとつまた、予算を付けなくてもなんとかやっぱり観光人を呼び戻せる土地になると思っておりますので、またいろいろと相談しあって良い知恵を出し合いながらやっていって欲しいと思います。以上終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

**委 員 会 付 託**  
**議案第67号～議案第74号**

**議長（新平悠紀夫）**

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号から議案第74号までの8件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第74号までの8件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委

員会に付託することに決定しました。

次に、報告第13号については、お手元に配布してありますので、ご了承を願います。

### 認定第1号～認定第13号

議長（新平悠紀夫）

日程第15 認定第1号「平成19年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第27 認定第13号「平成19年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件について、質疑を行います。

### 質 疑

議長（新平悠紀夫）

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### 決算特別委員会の設置及び委員の選任について

議長（新平悠紀夫）

日程第28「決算特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。認定第1号「平成19年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第13号「平成19年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件については、能登町議会委員会条例第6条の規定により、6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第13号までの13件は、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。



お諮りします。ただいま、設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。それでは指名いたします。

決算特別委員会の委員に、

1 番酒元法子君、3 番河田信彰君、10 番菊田俊夫君、12 番山本一朗君、13 番鍛冶谷眞一君、15 番久田良平君以上の6人を指名します。

お諮りします。以上の6人を決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

ここで暫く休憩いたします。

(午後0時08分)

再 開

決算特別委員会正副委員長報告

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後0時11分再開)

それでは、委員会条例第9条第2項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました、委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員長に3番河田信彰君、副委員長に12番山本一朗君、以上であります。これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選報告を終わります。

## 閉会中の継続審査について

### 議長（新平悠紀夫）

日程第29「閉会中の継続審査について」を議題とします。先程、決算特別委員長河田信彰君から、決算特別委員会に付託されました認定案件13件につき、慎重審議を期する意味で、また、審議日数も必要であることから、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査にしたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。決算特別委員長の申し出のとおり、決算特別委員会に付託された認定案件13件については、閉会中の継続審査にいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会に付託された認定案件13件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

## 休会決議について

### 議長（新平悠紀夫）

日程第30「休会決議について」を議題とします。お諮りします。委員会審査等のため、9月6日から9月8日まで及び、9月11日の4日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、9月6日から9月8日まで及び、9月11日の4日間を休会することに決定しました。次回は、9月9日午前10時から会議を開きます。

## 散 会

### 議長（新平悠紀夫）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時13分

## 開 会（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 一般質問

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

8番志幸松栄君

#### 8番（志幸松栄）

おはようございます。質問が許されましたので今回は3点の質問をしたいと思います。

1点目は宇出津港湾の高潮対策についてでございます。現在、世界の中でも災害、高潮、地球温暖化により災害の被害が稀に見る状況でございます。台風、高潮、特に地震。中では生命の死亡率もものすごく多くなってきています。そういう中で宇出津港の高潮がものすごく水位が上がってきています。私は今、59歳になりますけれど、子供の頃から宇出津港湾に対しまして、私は浜辺に育ったものですから、ものすごく水位が上がってきています。想像すればもう半世紀もすれば、オーバーに言えば宇出津の町が高潮により浸水するんじゃないかなというふうな現状でございます。これも世界で騒がれている地球温暖化の問題であるのでしょうけれど、私達が避けて通れないことでございます。この状況を踏まえ、海岸の保全、海岸の高潮対策、町民の皆さんに対する告知に対して町はどのような対策をとっていくのか町長にお尋ねしたいと思います。

色々と答えをいただいてから再質問をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく町長答弁願いたいと思います。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

それでは、議員のご質問に答えさせていただきますが、まず宇出津地区の高波、高潮災害につきましては地球温暖化によります海面の上昇について調べてみますと、20世紀の100年で17センチも上昇しているということであり、そしてこれから2080年までには更に40センチ上昇するとの予測もあるといわれています。近年頻繁に発生する高潮に関しましてはやはり、地球温暖化の影響が非常に大きいのではないかとこのように思っております。

高潮というのは発達した低気圧や台風が海岸部を通過する際に気圧が低い為、海面を吸い上げる結果、海面が上昇することにより発生するものであります。

また強風による吹き寄せや波浪により発生する場合もあるということであり、

今回、8月15日、16日に発生しました高潮は低気圧が日本海を通過したことと、いわゆる大潮の時期、そして満潮の時間が重なったことから発生したものであります。特に宇出津港の西側におきましては、浜町付近は海岸線を守る臨港道路が一部低くなっていることから被害を受けやすい地域でもあります。こうした被害を防ぐ為には、やはり護岸あるいは臨港道路のかさ上げということが最も有効ということは思いますが、道路の高さに合わせてそれぞれの民家の玄関口を設けておられますので一方的に道路を高くすることは出来にくい状況でもあるというふうに考えています。

また道路を高くしましても、住宅地から排水溝が低い位置に海に出てきますので、そこから逆流して溢れ出すことが多いのが現状でもあります。対策としましては、これらの排水溝に海水の逆流を防止するフラップゲートと呼ばれる扉を付けることが有効ではないかと考えております。宇出津港を管理する石川県にそうした手法について検討していただくよう要望していきたいと考えております。

また新村浜町でも過去に高潮被害が発生いたしましたが、町で実施しております町づくり交付金事業で梶川沿いの道路整備と併せてこのフラップゲートをとり付けております。現地を確認したところ海水の浸入を防ぐことが出来ているということでもあります。今年度には笹谷川沿いについても同様な整備を行っていくというふうにしておりますので、この地域においては被害の軽減が図られるんじゃないかなと考えています。

また海岸保全という意味では、宇出津港の施設は議員ご承知のとおり石川県

の管理となっております。港湾施設の改修につきましては現在、第10次港湾整備計画に沿って行われているところではありますが、今回ご指摘の宇出津西側に関しましては、この区間は整備計画には盛り込まれておりません。今後もこうした高潮が頻繁に発生する可能性は先ほど申し上げたとおりでありますので、次期計画にぜひ盛り込んでいただくように県当局のほうに要望してまいりたいと考えております。

また老朽化した部分の補修に関しましては、その都度、県のほうにお願いして修繕していただいておりますので、もしそうした箇所がございましたら担当課のほうまでご連絡いただければと思っております。

また高潮等の告知に関しましては例えばセンサーという意味では現在、岩手県の沿岸地域において潮位観測計を設置している漁港が何ヶ所かあります。三陸海岸というところは潮の干満の差が著しいことや、過去に大きな津波の被害に遭遇していることからこういったものが設置されております。宇出津港においてはどうかといいますと、地震の発生による津波情報につきましてはNHKの緊急地震速報により、事前に察知できるものと考えております。高潮等の警報発令時には県の危機管理室から情報が伝達されるようになっております。そしてこの情報を受信しまして現場状況を確認して必要と判断されたときには町の有線放送等を確認しまして沿岸の皆さんには、いち早く伝達していけるようにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

## 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

## 8番（志幸松栄）

まあ色々と町長は前回私も高潮の問題で3月、6月と質問しましたけど、その結果が県のほうとの協力により249の問題でかさ上げされるということ私には聞いておりますけれど、大変いいことだと思います。

しかし私は今、町長の言葉の中で答弁の中で玄関がかさ上げされておりますということは、それは町民に対する言葉だと思いますけれど私の今日言いたいことは、そういう状況じゃないよということを言いたいわけでございます。ただただ一番の守るべき問題は財産を守らなきゃならんけれど、先ほど言うたとおり過激な言葉でございます。人命も危ぶまれる状況になるんじゃないかなということでございます。昨日もテレビを偶然観ておりましたところ、東京なんかでも荒川区ですか。あそこでも予想を立てておられる。51万人の方が避難を申し出し、それで死亡者が何人出ると予想を立てておられる。いくら財政が厳しいといったって自治体のやることは、私が今言っておるこういう問題は個

人ではできません。そういうことをやるべきなのが自治体かなと思っており  
ます。

それと今日は色々と資料が多すぎてあれですけど、これは色々な情報であ  
ります。高波災害の防止策強化。海岸を緊急調査し、施設改修、国土交通省の  
情報でございますけれど。高潮災害の防止策を強化する方針を決めた。全国の  
海岸を緊急調査し、老朽化した防波堤、海岸保全施設の補強、改修を進める。  
2月には富山。また3月には何月でしたか8月でしたかあれ、高潮、能登町の。  
そういうものが国のほうでも協議されておる中で能登町は1歩進んだ中で、今  
私が勧告した中で、たった半世紀でもう水に浸かるような水位が上がってきて  
います。そういう中で町長はより一層こういうものを自治体として石川県と協  
議し、進めていく必要があるのではないのでしょうか。それから岩手県の話  
を言われましたけれど、干満、高低の差、ものすごく九州なんかでも激しいわけ  
でございます。そういう中で私達はそういう現象はないなと思っておったわけ  
でございますけれど、この前、浜町を通ったら、海岸に着けてある船が潮が上  
がってかかって岸壁に上がるような状況でございます。そういうものを踏まえ  
1日でも早く町長はこの高潮対策を県と協議して、フラップゲートを町民の皆  
さんに安全安心をする計画を立てていかなければならないんじゃないかなと思  
います。その問題について町長に質問したいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

ですから先ほど申し上げましたけれど、やはり町民の皆さんの財産を守ると  
いうのも行政の仕事であります。それで護岸、あるいはかさ上げというのが1  
番有効なんです、単純にそれだけですと住民の皆さんの玄関が低くなるもん  
ですから非常に不便をおかけするということになるということで、その辺も協  
議を進めながら県にお願いをしていかなきゃならないのかなと思います。単純  
にかさ上げすれば確かに高潮というのは防ぐことが出来るかもしれませんが、  
住民の皆さんにご不便をおかけすることになっていまいかがかなと思いますんで、  
その辺も含めて検討させていただきたいと。そしてまた、県のほうへ要望して  
いきたいと考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

## 8番（志幸松栄）

淡々とした町長の答弁でございますけど、私この状況を踏まえ色んな今後のマスコミ報道があれですので、国の中で色々皆さんご存知だと思いますけど、ツバルという国があります。ツバルの国はもう何年後かに全部海水に埋まってしまう状況を国の悩みになっております。それからもうひとつは世界的に有名なイタリアのヴェネチアですけど、あそこは完備はもうされておるんですね。色々バリケードを張って、国費でものすごく莫大な金額を投入しながら浸水を防いでいると。ただし浸水を防いでいても生命だけ防いでおるだけで、家屋その等はやはり水に浸かっておるという状況でございます。そうした中でこの問題は避けては通れない。能登町としてはいくら財政が苦しいといいながらも、この問題は避けては通れない問題じゃないかなと思います。持木町長に対し私はあえてこの問題を大きく心の中に刻みながら取り組んでいっていただきたいなと思います。

それでは2点目に移ります。

2点目。生徒児童の健全育成について質問したいと思います。学校教育の点で7月に新聞報道された教育委員会の対応について質問したいと思います。

教育委員会は生徒児童健全育成及び学校地域との連携についてどのような取り組みを行っているか、お聞かせ願いたい。同時にこの報道問題を踏まえ、どのような行動をしたのか。今後の対策はどのようなことを考えておられるのか教育長にお尋ねしたいと思います。

## 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

## 教育長（田下一幸）

志幸議員の質問にお答えさせていただきます。まず初めに教育委員会の対応についてであります。事件発生以来、今日まで毎日学校と連絡を取りながらその都度協議を行って対応しておるわけですが、その中でかいつまんだ点についてお話させていただきます。

ご承知の通り新聞報道がありました。誠に残念な事件が発生いたしました。そこで教育委員会の対応につきましては、7月25日の当日は状況報告や確認作業を行いました。そして28日に緊急の臨時の教育委員会を開催し、学校長から事情を聞くなど事実関係の掌握に努め、教育委員会の中の対応についても協議いたしておりますし、この間に学校で開催された2回の保護者会にも私が出席し、その場の皆さんのご意見、学校の説明等伺って、その都度対応しております。また8月中は関係者と学校職員と協議を重ねて対応してきましたし、

8月9日にも臨時の教育委員会を定例会を開いております。9月になってからは、主任児童委員、また児童相談所とも協議を重ねておりますし、先日の9月3日においても定例会においてまたその話をしておるところです。以上のように常に連絡を取りながら関係機関と協議をし、その対応に当たっているところでもあります。

また健全育成ということでのご質問でありますけれど、能登町では児童生徒の健全育成の為に、町の教育基本方針を定めております。その中で心豊かでたくましい生きる力を持つ子供達の育成を目指す為、学校、家庭、地域の協力・連帯による体験と公共の精神を重視した心の教育の推進を掲げております。そして各学校において、学校運営計画の中にそれぞれこの目標に類した学校独自の目標を定めて健全育成にあたっているところでもあります。今回の出来事では心を痛めているPTAの方や地域の方々から暖かいアドバイスや助言もたくさん寄せられております。

全国でも同じような事件が連日報道され、事件の再発防止はもとより、全力で対応する考えですが、現在の社会は子供の現象や情報社会の著しい進展に伴い、青少年を取り巻く環境は私達が思う以上に変化しています。自己中心的、対人間関係の能力の乏しさ、挨拶が出来ないなど対人関係や集団生活の中で学ぶ社会性、情緒性の成長に遅れが生じているとも言われています。現代の子供達、反面、過干渉で管理的になっている親や、養育を放棄する親が増える等、本当に大変な時代になっております。これらの解決にはもちろん一朝一夕にこのような状況を改善することは困難かと思いますが、大切な能登町の子供達を守り育てる為、地域が一丸となって一步一步前に進んで行きたいと思っておりますので、議員各位におかれましても今後ともご理解とご協力をお願いするものであります。

#### **議長（新平悠紀夫）**

8番志幸松栄君

#### **8番（志幸松栄）**

はい。2点目の問題は色々と全国的にも現在の社会の現象だと思っておりますけれど、私のこの質問した問題について一言言いたいなあと思ひまして。色々と教育長のお答えもお聞きしましたけれど、私も教育問題に対してはあまり勉強はしておりませんが、今、教育長が言われた地域一丸となってというような。やっぱり今言われた挨拶、それから自己中心的ということに対しましては、恐らくこの社会現象だと思ひます。一番の問題は挨拶、それから最後に言われたけれど地域一丸となって少子化時代のこの能登町の子供達を育てていこう



ということは本当にいい言葉をいただきましたけれど、やはり私達議員も、また能登町の大人の方々も、やはり子供に声をかけるということによって自己中心的とか挨拶というものが一步一步前進するんじゃないかなあと思います。私達が育ったときのように隣のじいちゃん、隣の父ちゃん、隣のばあちゃんから声をかけられては育ってきました。そういう環境が能登町には必要なんじゃないかなあと。こういうことが報道の問題についても私は「まさか。」ということを思っていましたけれど、こういう現状が私達、過疎の町にも押し寄せてきています。この現状から一步でも前進する為には、能登町民の大人の方々が生徒児童に対して言葉をかけることが一番の改善の早道じゃないかなあと。

私の住んでいる所は北辰高校のすぐそばです。初めは生徒は挨拶をなかなかしませんでしたが、私もこういう人間ですので必ず生徒に声をかけていました。この頃は必ず返ってきておるんです。そういうことを踏まえながら皆さん大人が皆でやっぱり子供を育てるということに努力すればいいんじゃないかなあと。答えてはおりません。

そういうことで私の生意気な言葉ですけれど、ひとつ皆さんの徹底をひとつお願いしたいと思います。

それでは3点目に移ります。

3点目は来年度の予算について私は正したいなと思います。昨日の9月2日でしたか、全協の中で色々と財政指数の問題を執行部のほうよりいただきましたけれど、現状は結構数値的には上がってきております。そういう中で町長は色々と来年度の予算についてどういうふうにして行政改革、18年度から3年間の行政改革の執行期間でございましたけれど、期間の3年間も過ぎ去ろうとしています。今後、来年度予算についてはどのようにして予算をつけていかれるのかなあと。それと同時に町民が希望を持てる予算計上はいつ頃になるのかお聞かせ願いたいと思います。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

議員ご質問の今後の予算編成についてであります。当町の財政構造はと申しますと、歳入財源におきましては地方税等の自主財源が約2割であります。そして残りの8割が交付税や譲与税、そして国、県の補助金、地方債等の依存財源となっております。中でも一般財源の7割弱を占めております地方交付税の増減が当町の財政にとって非常に大きな影響を受けるものであります。議員ご承知のとおり三位一体の改革で地方交付税や補助金が削減され続けたことに

よりまして、合併直後の財政事情は大変厳しく、経常収支比率が100%を超え、実質公債費比率でも20%を超えるなど石川県で最悪でもありますし、全国的にも財政的に危機的な自治体として報道されたのが能登町であります。そこで当町におきましては議員おっしゃるように平成18年度より3ヶ年を集中改革期間として、思い切った行財政改革を実施して大幅な歳出削減を行ったところによりまして、本年度は基金からの繰り入れをほぼ行わない状態で予算編成も出来ました。また財政指数におきましても徐々にではありますが、改善の方向に向かってきております。

一方、国のほうにおきましては、少子高齢化社会が現実となる中での社会保障費の増大、あるいは米国の景気低迷によります経済対応や、最近における原油、食料における飼料や原材料等の高騰の影響によりまして、日本の景気というのは4年8ヶ月ぶりに回復から、事実上の景気が後退局面入りしたというふうに言われております。また借金であります国債残高が545兆円にものぼっております。依然、先進国の中でも最悪の水準であるのが現状の日本であります。こうした中、先般、総務省からは平成21年度の地方財政収支案が示されております。これは確定ではなくあくまでも8月の仮試算というものであります。その中では出口ベースの地方交付税額においては、交付税原資となる国税の減額精算分の増加等の影響によりまして、3.9%減。つまり平成20年度の予算額に比べまして、6,000億円程度減るというふうに試算されています。このような状況から地方交付税が歳入一般財源の70%占めております本町においては、来年度も歳入の増を期待出来る状況ではないというふうに認識しております。依然として経常収支比率と実質公債費比率が高い水準にあることや、今後、社会保障関係費が増加傾向にあることから考えましても、今後も厳しい財政状態は続くものというふうに予測されております。

したがいまして今後も行財政改革を決して緩めることなく、徹底した経費の見直しによりまして歳出削減を進め、事業の選択と集中を図るとともに、知恵と工夫を活かしながら町民が希望を持てる施策を展開していきたいと考えておりますので、ご理解、そしてまたご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

### 8番（志幸松栄）

この集中期間を緩めることなく今後も来年度の予算を計上していくということでございます。これは町民の方々にとってはなかなか不満かもしれませんけ

ど、この現状を生んだのも過去の経緯でございます。色々な施設その等の現状でございます。だから私は早急に今、町長言われたみたいなものでも能登町の中では地方交付税の問題で70%を占めておる。国のほうからの援助により町は形成されておる。ただしやっぱり今後も大変な過疎の対策になると思います。最終的にはただ緩めることなく、厳しい態勢で今後も予算を計上していくということで私も大賛成でございます。やはり光の見えるような行動をしていかなきゃならないと思います。これの関連について町長にもう1点だけ。

笹ゆり荘、それから山せみ荘ですか。前回の全協の中で時間変更しましたよと社会福祉協議会のほうより結局、指定管理者ですので、そういうあれがなされて時間変更になりましたと。これは経営の問題で協議会のほうからそういうふうにして言葉をかけられた。ただしそれを前回の問題の中で、この議会2ヶ月の間で時間帯がまた元に戻した変更をなさっているということに対して、財政関連の問題にも響く問題だと思います。町長、その変更した理由について述べていただきたいし、私の言いたいことは一旦言ったことを色々と人から言われてかかって、こういう小さな問題を変えていけば必ずや、財政指数は上昇しないということを町長に勧告したい。この問題をひとつお願いします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

議員ご質問の山せみ荘、それから笹ゆり荘の入浴時間の件であります、この両施設は当町の所有する老人福祉増進の為の温泉入浴施設でもあります。また、趣味の活動の場となっている部分もあります。開館時間に関しましては、午前10時から午後6時となっておりますが、入浴時間につきましては燃料高騰も進む中、経費を少しでも削減する為、利用状況等を勘案しながらこれまでの開館時間の8時間はいつでも入浴出来たわけなんです、時間帯を5時間30分に見直しました。その後、施設利用者アンケートを実施したところ、山せみ荘の利用者のほとんどが午後利用の希望をしたのに対しまして、笹ゆり荘の利用者というのは午前利用希望と午後利用希望に分かれました。それを受けてまして笹ゆり荘に関しましては8月中旬から10月までの間、試行的に入浴時間を午後6時までといたしましたが、両センターとも農作業の後に入浴を楽しみにされている老人の方々がいるということで、8月から10月までの利用状況を見ながら、今後の入浴時間を判断したいと考えております。非常に利用者が多いわけなんです、このような地域の福祉施設につきましては、出来る限り残していきたいと考えておりますが、町財政が厳しい中、やはり経費削減、

運営方法等を積極的に見直していかなければ施設の継続しての運営というのは困難だというふうに考えておりますので、これからも行財政改革を進める中でそういったものも検討してまいりたいと考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

#### 8番（志幸松栄）

時間変更について私が言いたいことは、せっかくそのように経営の油が高くなった。私は漁師ですけれど、船の経営なんかでもそのように色々と今までは値段はいいやと、油高くてもいいや。とやっていけば私達は飯を食べていけません。民間は。

ただし、私が町長に言いたいことは一旦決めたことをなぜ変更するのかと。特に笹ゆり荘の問題でありますけど、町民が言ったって、上に21時30分までに入れば風呂があるんじゃないですか。なぜそういうものを変更するかということで声を大きくして言いたいなと思うんですけど、なぜ町長はこういう財政の問題でもせっかく指定管理にしてかかって、その人達が。私調べてみましたが、その時間帯に10人入っていないんですよ。現在。なぜそういうような向う脛を蹴っ飛ばすようなことをするかということでございます。私はやはり、この財政問題を取り入れたのは山の中でも一番下の土台を、小さな石から大きな山が崩れるということを私は町長に言いたいなということです。一旦決めたものを必ず町長の責任の中で実行していくということ。強い町長になっていただきたいなあと、強い指導者になっていただきたいなあと思っております。

以上、今日の私の質問に対しまして色々と書類多すぎましてギクシャクしましたけど、お許し願います。それでは今回の質問について3点色々とありがとうございました。以上これで終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

それでは次に、6番奥成壮三郎君

#### 6番（奥成壮三郎）

それでは今回は水をテーマに2つの質問をさせていただきます。

1点目は今後の水道料金についてです。

7月22日に放送されたNHKクローズアップ現代「ファンドがインフラをねらう」を観ました。学校・道路・水道・電気など公共サービスの基盤である

インフラが「儲かる投資対象」として投資ファンドに買収される動きが広まっているといいます。番組内容を簡単に申し上げます。

地方自治体の多くのインフラ設備は、高度成長期に建設され一気に更新時期を迎えているが、巨額な設備更新費用は財政赤字を抱える多くの自治体にとって、頭の痛いところである。そこへ、投資家から資金を集めたファンドは、土地、建物ごとインフラを購入し、自治体から賃料を得る。そこから投資家に配当金が支払われるというシステム。

ファンド側では、住民生活と密着しているので、長期に渡って安定した収入が見込まれるインフラは投資物件として魅力的である。行政は自治体を破産させるか、インフラを売るか、どちらを選ぶかというところまでもはや来ているとっていました。

番組側では、赤字の自治体だが、ファンドからの訪問があるということは、まだその自治体に魅力があるということをお考えください。税金とは別に水道料金は払っている。公共サービスとはいえ、お金を払わなければ止められてしまう。やはり起業は事業なのだ。そのうち民間が自治体を、国を買収する日が来るかもしれないと、まとめていました。

さて、水道料金の本題に入らせていただきます。

現在、能登町の水道料金は基本料金として8トンまでが1,470円。超過料金は1トン毎に189円を加算して水道事業を運営しています。事業費の中には多額の企業債もあります。また、水道管の老朽化により2割の水道水が供給されずに漏れ出しているし、今後も浄水場の整備や老朽管の入れ換え工事は続けていかなければなりません。

こういう状況の中、町村合併以前の計画であり、平成8年より着工していました「寺田川ダム」が昨年完成し、また平成3年より着工していました「北河内ダム」も完成目前となってきました。これらのダムの目的は上水道の為の治水、灌漑の為の農業用水、豪雨による洪水被害を無くする多目的ダムとなっています。事業主体は石川県となっておりますが、当然生じることとなる能登町の負担金はいくらになるのか。それはいつから何年かけて返済し、また、町民1人あたりに換算するといくら位の負担となるのか。その金額が今後、水道料金にどのように影響するのか、お聞きしたいと思います。

この能登町は誕生から4年という歳月が経とうとしています。「住みやすい町づくり」を念頭に置いているはずですが、現在あらゆる面で町民の負担が増えています。このような状況では過疎化へのスピードアップに繋がり、若者の定住化やUターン、Iターンを望むのであれば、極力町民の負担を軽くしていかなければなりません。町長のお考えをお聞きします。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

それではただ今の奥成議員のご質問に答えさせていただきますが、まずもって前段のNHKのクローズアップ現代、このとおり私、観ていませんので何とも申し上げられませんが、こういった田舎の地方の自治体の水道事業がそういった儲かる投資対象になるのかなという思いもあります、そういった面では今後研究もしていかなければならないのかなと思っております。

そしてご質問の内容の寺田川ダム。あるいは北河内ダムの関係であります、本年におけます梅雨時期におきましては、降水量も少なく渇水が心配されましたが、8月の後半からは適量の降雨がありまして、ダムの水量のほうも確保され、今のところ他市町のようなゲリラ豪雨の被害も無く、農作物等の影響も少ないと思っております。

それで両ダムの事業に関しましては、まず寺田川ダムに関しましては全体事業費が50億8,800万円ということであります。そして上水道水源開発事業費分がその内の20億7,600万円ということであります。その財源としましては、国庫補助金が9億2,247万2千円。一般会計出資債が6億1,430万円。そして水道債が5億3,820万円。内部留保資金が102万8千円で整備したものであります。また北河内ダムに関しましては、総事業費が178億円で北河内ダム建設事業に要する費用の1%相当額が生活基盤近代化事業施設整備費負担額1億7,800万円となっております。そしてその財源としましては、国庫補助金が4,911万6千円。過疎債が6,150万円。簡易水道債が6,360万円。一般会計繰入金が378万4千円というふうに予定しております。

それでまず寺田川ダムの元利償還金とは申しますと、7億6,200万円になります。そして北河内ダムの元利償還金は1億8,800万円となります。借り入れは財政地方融資資金ですので、30年の償還期限があります。したがって事業終了年度から30年で償還することになりますので、寺田川ダムに関しましては平成48年度。北河内ダムにつきましては平成52年度で償還が完了するというふうになります。そしてこの元利償還金の住民負担ということになれば、それぞれの計画給水人口で割り返しますと寺田川ダムでは20,100人。北河内ダムでは4,840人ですので、30年間で3万7,910円。3万8,843円というふうになります。償還金につきましては一時に負担をするのではなく、その整備された施設の耐用年数を考慮しまして今年度の受益者にも負担を科するのが公平であるとの考え方から、その期限が定められてい

ますので、元利償還金が今後の水道料金にどのように影響するかというご質問ですが、ダム建設の費用についての水道料金アップということは現段階では考えておりません。

しかしながら法改正によりまして、平成28年度に上水道会計、簡易水道会計の統合計画がありますので、その時点では適時適切な改正が必要だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

6番奥成壮三郎君

### 6番（奥成壮三郎）

はい。今、町長の答弁でたくさん数字が並べられましたので、全部記憶することは無理と自分の能力的には無理なものですから、後日、担当課長のほうで表にして議員皆さんのほうにも配っていただければ助かるかなと思っております。

2点目は災害に強い町づくりについてです。

本定例会、初日冒頭の挨拶の中で、町長は「台風や集中豪雨を避けることは出来ませんが、被害を最小限度に食い止めることは行政の使命、防災・危機管理体制を強化し、安心して暮らせる安全な地域づくりを進める所存である。」とおっしゃいました。

近年、地球上では予想をはるかに超えた規模の大型災害が多発し、私達を恐怖のどん底に落としています。身近なところでは、7月に発生した金沢市浅野川の氾濫は想定外の雨量が観測され、3時間で254ミリというかつて経験したことのないゲリラ豪雨となりました。急激な増水に全く手に負えない状況が起きたようですが、県は例えば100年に一度の規模とされる雨でも、2日間で250ミリの雨量しか想定していなかったようです。発生時間は午前8時30分頃。これが深夜だった場合、被害の拡大は免れないでしょう。

また今年2月には北海道で発生した高波がうねりとして富山湾に伝搬され、寄り回り波と呼ばれる高波となって富山湾内にまで押し寄せ、この能登町にも大きな被害をもたらしました。これ以外にも8月末には中部地方や関東地方がゲリラ豪雨に襲われています。

さて、平成16年8月の合併調印式後、まるで能登町の将来を暗示するかのよう突然の高潮に襲われたのを記憶いたしております。その後、昨年3月の能登半島地震をはじめとする10年から100年に一度という大型自然災害が頻繁に発生するようになってきました。

宇出津や小木、市ノ瀬、越坂などは台風の度に必ずといっていいほど高潮の

被害を受けています。また藤波街道や新保、白丸地区では寄り回り波による高潮の被害を頻繁に受けてしまいます。そして50ミリ前後の集中豪雨となれば、毎回同じ場所で洪水被害が発生しています。

宇出津地区では梶川河川の周辺、真脇地区でも河川周辺やトンネル内の洪水。小木地区では支所裏や西町の崖から流出する鉄砲水。松波地区ではわずか20ミリから30ミリの雨量でも家屋浸水になる箇所があります。柳田や瑞穂地区は2つのダムの完成により、土砂災害や家屋浸水は以前よりは少なくなったと思いますが、絶対に安心とはいえません。

現在、全国的に浸水予想地区のハザードマップの見直しの動きがあります。能登町の災害発生地区が特定されている現在、このままでは学習能力が全くない町のレッテルを貼られても仕方のないことです。

先ほど述べました松波地区での小雨による浸水被害をはじめ、能登町全体の水害防止計画はあるのか。あるのであればどのような計画なのか。お答え願います。本年度で街並環境整備事業が終了しますが、今後もこういった事業を継続し、安心安全な町づくりを目指してほしいものです。答弁をお願いします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

奥成議員のご質問であります。災害に強い町づくりという観点からであります。やはり議員がおっしゃるようにここ数年、全国的に過去に例を見ない豪雨災害が頻発しております。最近でも局地的集中豪雨や、あるいは短時間に100ミリを超える豪雨といったものが過去の記録を更新する雨量の災害が発生しております。そして今年を見ましても、関東都市部、あるいは愛知県岡崎市の豪雨災害がありましたし、また議員おっしゃるように金沢市での浅野川の氾濫などが非常に記憶に新しいところでもあります。

幸い能登町では、こうした大きな豪雨は今のところ発生しておりませんが、昨年8月28日に当町を襲った豪雨が大きな被害をもたらしました。このような突発的に発生するゲリラ豪雨に対しましては、迅速に対応できるよう関係職員に周知を図っているところであります。

能登町の水害防止に対する計画はあるかというご質問であります。水防法及び災害対策基本法に基づきまして能登町地域防災計画ならびに能登町水防計画を定めております。洪水による水害の防御、被害の軽減の為、迅速かつ適切な水防活動を行いまして、公共の安全の保持に努めることとしております。

これらの防災計画に従いまして、毎年被害が起きやすい箇所につきましても、



地域の消防団の協力のもと、近くに土嚢を事前に準備しておく等の措置を講じていただいているところではありますが、あくまでもこれは水防活動というのは災害発生後の対応でありまして、災害防止の観点から考えますと、抜本的な改修が必要なことは議員のご指摘のとおりであると思っております。最近、全国的に見ましても市街地における排水機能について問題となっております。能登町におきましても松波市街地などが被害が生じやすい地域であると思っております。この松波市街地につきましては、豪雨時に松波川に排水する排水ポンプも整備しておりますし、また、雨水排水に対応した下水路の整備も平成21年度から現地測量及び詳細設計を行いまして、平成22年度から工事に着手したいと思っております。そして平成24年度の完了となる計画を現在進めており、市街地の水害防止を図っていきたいと考えています。

また、その他の地域におきましても、排水路の能力が適正なのかどうかを検証する必要があるかと思えますし、その検証結果によってはどういった事業で取り組むのかを今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

**議長（新平悠紀夫）**

6 番奥成壮三郎君

**6 番（奥成壮三郎）**

はい。それでは計画通り着実に進めていただくことをお願いして、以上で質問を終わらせていただきます。

休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

しばらく休憩いたします。11時5分開始予定にしております。

（午前10時54分）

再 開

**議長（新平悠紀夫）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時05分再開）

それでは次に、12番山本一朗君

## 12番（山本一朗）

はい。それでは質問に入らせていただきます。

まず第1点目は国保限度額適用認定申請という言葉が今月号ののと広報にも載っていたことは、この会場におられる方は全員知っておられると思うんです。この国保限度額適用認定申請とは一体どのようなものかなど。その活字だけを読むと、なかなか理解出来ないのが現状かと思うんです。しかし担当課長なり、いろんな方に聞いてみると非常にこれは町民にとって便利な本当に助かる制度でございます。その制度がまだまだ理解されていないということに関して、この制度の認知の方法論、そういったものを少し担当課長等に確認して、簡単に質問は終わりたいと思うんです。

昨今、この原油高のおり、食料、交通費、いろんな経費が上がってきて家計が苦しくなっている中、具合が悪く病院に行って入院といった診断をされたときに所得云々という前に、病気が完治するまでに一体いくらかかるんだろうなと思われ悩まれる方というのは結構おられ、躊躇されとるうちに余計に悪化して取り返しのつかないような結果になることも、なきにしもあらずと思うんです。だからこの制度を利用して、速やかに入院治療して再び元気な体に戻って、社会に出て活躍する姿があるんだということを担当課長及び町長なりに、もう少し力説して能登町にはこんないい制度があるんだよと。町民の皆さん、お金のことは心配なく病院の窓口なり健康福祉課に相談に来てくださいと、強く訴える方法論というものがあろうかと思うんで、その内容と中身の問題と方法論について答弁いただければ幸いかと思うんです。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

議員ご質問の国民健康保険限度額適用認定申請とは、昨年4月から新たに発足したものであります。そして昨年3月までの69歳以下の国保加入者の方々が入院されたときの医療費の病院窓口負担というのは、一部負担金を支払った後に役場へ領収書を添えて高額療養費の支給申請を行いまして、後で払い戻しを受けるという方法でありましたが、昨年4月以降に関しましては認定証を医療機関に提示していただくことによりまして、医療費の窓口負担が月単位で一定の限度額を納付してもらうということになりました。詳細につきましては担当課長より説明させていただきたいと思いますが、非常に医療制度に関しましては大変複雑で分かりにくくなっているのも現状かなと思っています。

今後も引き続き、広報のと、あるいは有線テレビをはじめ病院窓口での効果的な周知を図ってまいりたいと考えています。

また議員のご質問にはありませんが現在、特定健康診査というのを10月末まで町内の医療機関で実施しておりますので、まだ受診されていない町民の皆様はぜひこの機会に受けていただくことをお願いして答弁とさせていただきたいと思えます。

### 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長中口賢治君

### 健康福祉課長（中口憲治）

先ほど町長が答弁申しあげました国民健康保険限度額適用認定申請書をですね、入院されたときに各庁舎及び支所・出張所におきまして申請していただきますと、町は受理した申請者に基つきまして滞納等の有無等を審査後にですね、適当と認定した場合に国民健康保険限度額適用認定証を交付しております。この認定証を入院の際に医療機関に提示していただければ病院での医療費、要するに保険適用分でございますが、支払いは自己限度額までで済みます。なお、この手続きを行わなかった場合は従来どおりの後払いということになり、手続きを行っていても同一の月に複数の医療機関での入院があった場合も払い戻しの対象となり、更には一部の場合を除き通院では適用されませんので委任払い方式ということに対応しております。また70歳以上の方々につきましては、長寿医療制度も含め既に同様の取り扱いとなされているところであります。

次に周知の方法であります、昨年の5月と先ほど言われました今月の9月号の広報に掲載して周知しているところでありまして、更に入院機関のある各医療機関でも厚生労働省、医師会等からも通知に基づいて担当者のかかる事務を行うとともに、入院患者の医療費、生活費、社会復帰等の支援を行うソーシャルワーカー、社会福祉士といいますが、担当者が経済面の相談、それからこの制度を周知し協力いただいているところでもあります。

現在8割以上の方がこの制度を利用されております。健康であるときは医療制度というのは関心が薄い方々も少なくないと思えますが、医療制度の周知のあり方につきまして今後、先ほど町長も言われました特定検診の啓蒙も含めまして有線テレビ等の活用を利用しながら、今後とも更に効果的な方法で検討していきたいと思えますので、よろしくご理解願いたいと思えます。

### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

## 12番（山本一朗）

はい。今のお二方の答弁で私は理解出来たんですけども、やはりまだまだ今の答弁聞いていて一般の民間の方が聞いていると、まだ分からないと思うんです。だからもう少し分かりやすく。例えば私が今、どこか心臓でも入院すると手術もしなきゃいけない。1回目の手術費と入院の1月で170万円位かかるんだと。医者に言われた場合びっくりするわけですよ。そうしたときには躊躇するでしょ、人間てのは。その金額だけで。町長先ほど言われたように従来だったらいっぺん払ってその都度、高額医療払い戻し申請をすればいいと言うたけども最初にそれがないもんだから、みんな躊躇するんだと。

今のこの制度だったら払い戻しされてきた引き算で残った分だけ払えばいいんだと。そうでしょう。仮に高額医療で60万円返ってくるんだったら100万円かかったら40万円くらいが自分の本来の払う金額なんだと。そういうことだと思うんですよ。それを分かりやすくテレビなりイラストを付けて、これだけかかるんだけども高額医療であなたの分はこれだけ返ってくるんだと。残りはこれだけですと。だからこの制度を使えば残りのこれだけを払えば1月入院出来ますよという教え方をぜひしていただきたいなど。広報の課長も優秀ですし、健康福祉課長と相談して、病院の窓口でもそういうことが周知出来るような。色んなことを三者で協議されて、私はやってくださるものと確信して、これで答弁は求めませんので、本当によろしく願いいたします。

そして次の質問に入らせていただきます。

魚のうまい町づくりの今後の展開はいかにと、格好いい題材になっていますが、中身は大したことないので町長もリラックスしてお答え願いたいと思うんです。今年度の朝日新聞、中日、日経、水産新聞。色んな新聞等の中で9月1日現在までに経済産業省が2007年商業統計で、全国の鮮魚小売商の数が、19,709店になったと発表しております。この数字はおよそ20年前の約半分でございます。調査開始以来初めて2万店を日本全国の魚屋さんの数が割ったという結果です。原因として色んな意見が書かれていましたが、統括すると、第1に単純に総合スーパーとの競合に負けたということがひとつの原因かと。それから昭和50年代からニューファミリーという家族構成がされ、その方々の若い層の魚離れがおき、現在もそれに拍車をかけているんだと。そのニューファミリー層の魚離れのおきた原因というのが、その方々の買い物の場が、週1及び2回、大型ショッピングセンターであり、その海外冷凍物や日持ちのする塩漬け魚を口にして、美味くないと感じ、地元のスーパーの魚まで不味いんだということをお子さんなりが感じてしまい、魚離れがおきたというのが、ある新聞では結論付けられておりました。それが魚屋さんの廃業に拍車をかけ、

悪循環が起きているのかなというのが私の判断でございます。

振り返ってみますと、昭和47、48年頃から町づくり、町興し、商店街づくりという言葉が世の中に出始めまして、その運動が昭和50年に活発になり、私達商工会、観光協会、行政を通じて、その勉強会・研修会に否応無く駆り出された年代でございます。その研修中にコンサルタント及び中小企業庁の先生方が言われたのが、元気な町、将来発展するであろうという町のひとつの条件として、その町・地区、そこに何軒の魚屋さんがあるのかということが数多く言われておりました。数が多ければ多いほど優良な町であり、期待される町でもあったというわけです。私達は宇出津から行ってたもんで、宇出津には商店街、岩屋町、棚木地区、町のほうに魚屋さんが点在していて「たくさんあるんだからいい町になるんだろうなあ。元気な町なんだなあ」と思っていたんですが、近年は先の現状のごとく減っております。町の発展・活力を図るひとつのバロメーターが魚屋さんの数だったかと思えます。

そんな時代、せめて10年前、宇出津・鶴川・小木・松波・柳田に何軒の魚屋さんがあり、現在どのくらい営業されているのか、もし分かっているのならば教えてほしいと思うんです。なぜ私がそのようなことを聞くのかというと町長も疑問に思われ、嫌がらせかなと思われるかもしれませんが、商工会及び町長もことあるごとにですね、魚のうまい町づくりを町内外に熱心に発信されておる姿に私は感激する一人でございます。しかしこれだけ魚離れ、魚屋さんの減少ということになりますと、この運動にも陰りが落ちてくるんじゃないかということに危惧しているわけです。

魚を獲ることも大切。今後は省エネ漁法も推進されると国も言っておりますし、生産者の経営改善にも真剣に対処するというとも言われておりますが、消費者の方々の安全・安心・健康趣向も高まりつつある中ですね、今日、いつ何をどうやって食べれば安全で美味しく得なのかということが、消費者が分からなければ魚離れがますます多くなります。

そこで提案しますが、豊富な商品知識と鮮魚を捌く技術を持ち、店先で対話が出来た魚屋さんを、この魚食の食育というか、魚を食べる教育の現場として見直してはどうなのかと町長の見解を聞きたいと思えます。

最後にですね昨年の秋、水産業界は魚食に関する資格認定制度「お魚マイスター」を創設いたしました。目的は先ほど言う消費者の安全・安心、そして魚屋の保護と。そういう目的だと思うんですが、このお魚マイスターなる資格を持った方が、水産立県石川、魚のうまい町づくり能登町と、そういう展開をされている中、石川県に何名いるのか。また当町にも何名いるのか、そのことが分かっているならば教えていただきたいと思えます。今後の町づくりの展開を含めて町長に真剣な答弁を求めたいと思えます。よろしく願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

議員ご質問の魚のうまい町づくりに関しましてですが、議員もおっしゃったように経済産業省の2007年度の商業統計によりますと、ここ能登町におきましてはスーパー等の大型店を除く鮮魚のみの小売店が29店あります。これは20年前の1987年と比較しますと、20年前が42店ありましたので、13店の鮮魚店がなくなっておるとなります。また地区別にいきますと能都が20年前は26店あったのが17店。内浦が16店あったのが11店。柳田は1店というので変わっておりません。そういうことでこれらの状況というのはやはり全国的なものでありますし、そういった消費者の食生活の変化ということであろうかと思っております。やはり議員がおっしゃったように魚介類をスーパー等で購入される方が増えてきているということで、実に77%の方々がスーパー等の大型店で購入しているという調査結果も出ております。

また能登町の過疎化も著しくて、20年前の平成元年9月1日現在での住民基本台帳は30,438人いた人口も、平成20年9月1日では21,996人ということで27.7%減少しております。こういった人口の減少、つまり消費者が減少したことも店舗減少の一要因でもあろうかというふうに考えております。そして食の安心・安全が叫ばれ健康志向も高まっている中でやはり、豊富な知識と魚を瞬時に捌く技術を持っておられ、また店先での対話の出来る鮮魚店というのは消費者に身近な地産地消、食育の場として欠かせない存在であると思っております。

今後、町としましても観光客等の交流人口の拡大に積極的に努めるとともに、地元漁業水産関係者ならびに商工会、観光協会等の関係団体と協力しながら魚のおいしい町づくり事業を推進していきたいと思っておりますし、鰯のブランド化を図る寒ブリ祭りの推進。そして能登井など郷土メニューの充実。あるいは食談義等のツアーの開催を行っていききたいと考えております。

それと最後の議員ご質問の「お魚マイスター」に関しましては、今現在、日本全国で31人いらっしゃいます。このマイスターの資格を取る為には時間と費用がかかるということなので、今現在、石川県内には一人もおいでません。当然能登町にも一人もおいでないということでもありますが、もしこういったお魚マイスター制度が県下で実施されるようなことがあったら、出来るだけ支援もして参加させていただきたいというふうにも考えています。

## 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

### 12番（山本一朗）

はい。町長の前向きな答弁で魚の町づくり運動に関しては、炎はますます燃え盛ると私はとったんですが、先ほど魚離れ、魚屋さんの減少の数で町長もスーパーということで、スーパーマーケットに敗れ去った姿と言われたんですが、このスーパーというのは誤解されますので、この能登町のスーパーというか、といったところじゃなくて、私の言ったスーパーというのは町の中を空洞化する、金沢とかそういった大型ショッピングセンターのことをいうので、当町のスーパー内の鮮魚店に関してはですね、皆さん「宇出津港の地魚」とか「地物」やとかいうレッテルを貼られたり、「今が採れたての宇出津港小木港のイカ」とかそういうポップも貼られたりして努力されておりますので、このスーパーという言葉と私の言う言葉とは逸れるかなと。町長もそうだと思うんです。大型ショッピングセンターで海外の冷凍魚やガチガチに塩漬けになったのを買ってきて、1週間後、10日後に食べるから美味くない。美味くないから、魚が美味くない。だから隣の魚屋の魚も美味くないという論法で、子供は感じてしまっただけで魚離れがおきてるんだということだと思うんです。そうですね、町長ね。そう理解しまして、あとは水産立県王国石川と豪語していながら、石川県には一人もいないということはですね、やはり石川県の水産課の対応の悪さも県庁の対応の悪さもあると思うんですよ。

築地にはこの資格を取りに講習にたくさん来られているんです。31人と言われましたけども、試験なんですね。そして経費的には12万6千円の試験料と受講料を掲げて。そして10何時間の講習を受けてそれから試験をして合格したのが31名と。もしかしたら石川県からも受けに行っていて落ちて、その31人に入れなかったのかなとも思うんですが、やはり石川、魚の県というんだからもう少し石川県庁にも町長、アピールして金沢にもマイスターになる人がいないんだしたら、能登町で出しますと。12万6千円を補助金で下さいと。くらいのことを交渉して、何とかこの町の「魚のうまい町づくり」そういったものに活力を求めてほしいと思うんです。

補足になりますが、先般のNHKのテレビだったかな、島根県の海士町という所が非常にクローズアップされてまして、びっくりしたんですが、発明的冷凍技術を開発しております。そこはシロイカの産地で、シロイカを冷凍して、そのシロイカが2年経っても釣れたての現状のままという特許まで取った冷凍でございます。そのシロイカが香港、上海の日本レストランに非常に重宝がられてコックさんも言いましたが釣りたてと同じだと。さすが特許の冷凍は素晴

らしいと。そういったことをして海士町で第3セクターとして立ち上げ、シロイカの冷凍で町興しなんだと。そして都会からも働く若い人が帰ってきて、この冷凍技術がなかったら私はこの島に帰ってこれなかったと。本当に幸せだ。というコメントまでしておられました。

こういうことも含めて今後の産業の技術、そういうものを取り入れて、駄目な公社はそういうふうに転換させてでも、やり抜くという心構えが私は町長は必要かと思うんです。その辺、町長どのように産業の転換、指導に関してどう考えておられるのか一言で単純明快にお答え願いたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

議員がおっしゃった海士町の冷凍技術というのは私もどんなものか知りませんので、ぜひ見てみたいといいますか、視察してみたいという思いもあります。そういった意味ではやはり時代の流れ、時代のニーズに即した事業の転換あるいは事業を興すことが必要かと思っておりますので、公事に係わらずそういったものを積極的に今後、町としても研究をしていきたいなと考えています。

#### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

#### 12番（山本一朗）

今、町長は研修にも行ってみたいと言われたんで、ぜひ水産関係の方をね、誘って行って来てほしいなど。また議員の中からも、それを見たいなどと思われる方も出てきたら、あなたもどうぞどうぞと言ってですね行けばいいと思うんです。あの技術はもう画期的なものだったと。全く2年前に冷凍したイカが釣りたてのイカと同じなんだということで、大産業になるんじゃないかと。その冷凍技術は海士町で開発したものじゃなくて、千葉県流山市の近くなんで、また流山市に行かれたおりに、その会社の社長も町長が会いたいというのであれば、私のほうで連絡してあげますので、ぜひ寄ってきてください。以上で終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

それでは次に9番石岡安雄君



## 9番（石岡安雄）

私が通告した2件をまず教育長にお尋ねいたします。

小中学校生の携帯電話の所持についてです。先日も能登町において携帯電話がきっかけともいえる事件が起きております。携帯電話の普及は著しいものがあり便利さもある反面、様々な危険とも隣り合わせであることを認識しなければなりません。また必要性も決して否めず、地域や家庭の事情、登下校時の防犯、安全面等もあるでしょう。現在、町内の小中学校生徒のどの程度が携帯電話を所持しているのか把握されているのでしょうか。学校内の持ち込みは禁止されているとは思いますが、今後はどのように考えておられますか。

事件のあった高校では校内での携帯電話の使用を禁止したと聞いております。しかし私には決して解決策になっているとは思いません。

中能登町のある高校では、メールによるいじめを受ける生徒が、学校側の対応が悪いせいなのか授業を受けない生徒が増えていると聞いております。能登町ではメールによるいじめ、こういうことに対して教育委員会、学校側の対応、生徒への指導はどのようにされているのでしょうか。難しい問題かと思えます。ただ持たさなければよいとか、買い与えなければよいとか、保護者はこの携帯電話をどのような条件、約束などで持たせるべきか、持たせたらよいのか。学校側から保護者への啓発が一層必要となってきました。

中学校では授業でのパソコンの修得もさることながら、携帯電話の使用に関する知識を植えさせるというか、使用する心得。そしてまた道徳。そういう機会を学校で持つことはいかがでしょうか。教育長の所見を伺いたいと思います。

## 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

## 教育長（田下一幸）

議員ご質問の小中学生の携帯電話の所持についてお答えさせていただきます。議員の質問の中に所持の、要するに所有の有無について教育委員会として把握しているかという話が1点ありましたが、能登町には11校ありまして2校について、そのような調査を過去にしたことがあります。ただその時点では、ごく少ない数の所有者でありましたが、現実、所有しているかどうかについては全11校の状況についてはまだ把握しておりません。ただ先ほど質問ありました所持しているかは別として、学校へ持ってくることについては基本原則として禁止しております。ただ、その子の置かれた環境等々でやむなく認める場合もあるが、授業中については預かるということで、基本的な考え方はそのように取り扱っているところであります。そこで能登町、各学校でのこれまでもこ

のようなことで、基本的にはこのように次のような方針で携帯電話の持ち込みについて指針を出しているところであります。

ご紹介いたしますと、まず1番目に発達段階を考慮して小中学校においては学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とする。2つ目として、児童生徒の通学時における安全等の観点と特別やむを得ない事情から携帯電話の学校への持ち込みが必要と判断される場合は、例えば居場所確認や通話機能に限定した携帯電話の持ち込みを可能とする。それと3点目。学校への持ち込みを認める場合には、学校での使用を禁止したり登校後、学校で一時的に預かり下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮する。この3点を中心にしまして、こういう指針を示しておりますが、また明確な指針を改めて小中学校に再度示し、携帯電話等をめぐる問題への取り組みを徹底したいと考えております。

また併せて保護者の皆さんに携帯電話が引き起こしたトラブル例を説明させていただき、トラブル等がないよう最善を尽くすとともに、もう一度持たせる必要があるのかどうか家族で話し合ってもらいたいと思いますし、どうしても持たせる場合には先ほど申した機能の制限を図るなど、本当に保護者の方もお子さんと話し合いながら家庭で色々な事例もありますので、よく話し合ってもらいたいところを詰めていただきたいと思います。

また9月11日、私どもで臨時の校長会、また定例の教頭会がこの後予定されておりますので、このような議会でのご質問もあり、先ほどの事件、中学校ではありませんけど、そういった例もありますので、指導徹底を図りたいと考えておりますし、学校の中でも授業の中に取り入れるかは別として、そういったことを子供達によく理解させていただきたいということをお願いしようと考えているところであります。

## 議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

## 9番（石岡安雄）

ただ今の教育長の答弁を聞きまして私は思ったんですが、ぜひ子供達によく理解される場を作っていただきたい。そう思ってこの質問を終わります。

それでは2点目、町長にお尋ねします。我が能登町には能都商業振興組合、内浦商店連盟、柳田商工振興組合の3つで組織する能登町商工会連合会があることはご存知だと思います。商工会連合会は能登町の商業の振興はもとより、町の活性化、地域住民の利便性向上にも寄与すべく、会員相互の団結で運営活動をされております。現在、各組合の加盟店におかれては人口の減少、後継者

不足、町外への消費の流出など深刻な問題を抱え、厳しい経営を余儀なくされているのが現状であります。それでも日々の努力を惜しまず営業されている加盟店は少なくありません。この商工会連合会ではこの9月から旧3町村の商店で利用出来る共通商品券を発行したと聞いております。私は新たな予算要求をするではありません。昨年1年間で能登町の一般会計から報償費だけでも、約770万円の歳出がありました。この一部でもこの共通商品券を使用しているかかなものでしょうか。町が共通商品券を利用することが即、商業の振興につながるとは思いません。しかし町が利用することで地域としても地元商業の意識高揚や販売促進の足がかりになるのではと考えます。ぜひ検討の余地はあろうかと思いますが、町長いかがでしょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今ほどの議員のご質問であります。議員おっしゃるように町全体で使用出来る共通商品券、これが能登町商店街連合会で発行されているわけなんです。これは平成20年の9月1日から2月末日までの期間限定の商品券であります。

また、これとは別に地域限定のものとしては柳田地域内で使えるもの、内浦地域内で使えるものの2種類の商品券があります。報償費として利用出来ないかということですが隣接市町の状況をお聞きしますと、珠洲市のほうでは例えば長寿のお祝い金、若者定住促進支援事業、のと空港利用運営運賃助成事業。商工会議所のほうでは長期勤続者表彰などに使用されているということでありまして、穴水町では長寿のお祝い金に使用されているということでありまして、また輪島市では現在使用していないということでありましたが、当町としましても地域活性化を促す為にも共通商品券の利用については前向きに検討させていただきたいと思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

#### 9番（石岡安雄）

ただ今町長より前向きに検討するという答弁がありました。先ほど町長言われたとおり期限付きでございます。将来は商店街連合会でも期限付きじゃなく、ずっと使えるようなものを考えているそうです。今、前向きとおっしゃいましたが1年だけではなく将来にわたって続けてもらえたらいいんじゃないかなと

思っております。その辺はいかがでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

先ほど申し上げましたように今現在は期間限定、あるいは地域限定ということなんで、能登町全体での共通商品券で期限が限定されていないものがあれば、どんどん町としては使っていきたいと考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

はい。分かりました。ぜひともお願いいたします。質問を終わります。

休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

しばらく休憩いたします。午後1時より再開します。（午前11時46分）

再 開

**議長（新平悠紀夫）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、1番酒元法子君

**1番（酒元法子）**

それでは質問に入らせていただきます。

健康保険の未払い及びその対応についてお尋ねいたします。原油価格の高騰に始まり、生活必需品を始め様々な商品が値上げされ、町民の生活に影響を与えている状況も聞かれています。そのため支払う意志はありながらも税金等を始めとした個人の公的負担分の支払いが滞るなどの事態が生じていることも聞いております。

また、ある資料によりますと全国では健康保険の滞納により、病気になっても病院で診療を受けることが出来ず死亡した事例も報告されております。特に乳幼児を始めとする子供たちや高齢者が未納により病院にかかることが出来ない事態となると、生命の危機に陥ることも充分考えられます。税金等を含めた個人の公的負担分は町民の義務であり、支払い能力があるにも関わらず支払いを滞るなど悪意ある場合は別ですが、生活に困窮するなどの理由により支払いが滞る場合などは行政として町民に対し何らかの形で安全安心な生活を提供する義務もあるのではないのでしょうか。

そこで以上のことを踏まえ、まず現在の能登町における健康保険料の未納状況及び滞納者に対する徴収等についてお伺いし、また悪意ある場合を除いた未納者に対する受診料等の補助等を含めた対応についてもお尋ねいたしたいと思っております。どうぞお願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず議員ご質問の保険料の未払い状況であります。9月5日現在における国民健康保険税の過年度分の未納額につきましては、約280件、金額にしますと約1億140万円となっております。こういった方の徴収に関しましては国民健康保険税を含めた町税の徴収につきましては、「新規の滞納者の発生防止とそして強力な徴収」というスローガンを掲げて徴収率の向上に努めております。

新規滞納者の発生防止につきましては、5月及び8月、12月の年3回、現年度未納者を中心に催告書の発行に併せて臨戸訪問徴収を行っております。また今後におきましても特に健康保険税につきましては強力な徴収に加えまして短期保険証を有効に活用しながら粘り強く納税交渉を行っていきたいというふうに考えております。

そして、能登町の国民健康保険におきましては保険税の滞納の有無に関わらず保険証を発行しておりますので、通常の保険診療を受けることができるということでご理解いただければ結構だと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

1番酒元法子君

#### 1番（酒元法子）

こんなに沢山あるとは本当に驚きました。大変でございますね。何か特に高齢者の方々には分かりにくいという声もございますので、何んか訪問されて一人ひとりに手渡しで説明してあげた方が良いのではないかという気がいたします。なにか制度だけが一人歩きしているような感じがするという声もありますので、またその点よろしく願いいたします。

これから過疎、高齢化が進む当町といたしまして未来を担う子供たちを始め、町民一人ひとりが先程から言われておりますように安全、安心な生活を享受することが出来る町づくりを行うことで当町の将来への展望が開ける一端となるのではないかと思います。関係機関の益々のご努力をお願いいたしまして、私の質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

それでは次に、13番鍛冶谷眞一君

#### 13番（鍛冶谷眞一）

私は、2件について質問したいと思います。

1点は、テニスの町宣言を提案、提言したいということ。もう1点は、指定管理者に付した柳田植物公園についてと以上の2点でございますが、まずは1点目テニスコートを含むあの施設について尋ねていきたいと思います。

テニスコートの利用者数は17年、18年、19年と、この3年間のデータをとってみたんですが年間平均3万人の利用者があり、そして経済効果の方もコートの使用料及び宿泊料そして諸費と考えますと大体年間データでは1億2千万から3千万でございますが、そのほかのコンビニやスーパーマーケットこういう所の売り上げ等も勘案しますと、ほぼ1億5千万円これ位になるろうかと思うんですが一応確認したいと思います。

これについて、これで私のデータが合っているのかどうか、また町長の考えでは違うのかお聞かせ願いたい。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

いまの鍛冶谷議員のテニスコートの年間利用者数に関してであります、平成19年度におきましては約29,500人余りということであり、そして平成17年から19年までのここ3年間の単純な平均でも約3万人余りとい

うことで、鍛冶谷議員の資料がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

そして経済効果に関しましても平成19年度の概算ではありますが利用人数に単純に使用料あるいは宿泊人数に宿泊料等をそれぞれ勘案して算出した額になります。19年度ベースでは約1億2,500万円ということで、17年度からの3年間の平均でみますと約1億3,400万円程度ということでその他諸々を入れますとやはり1億5,000万円になろうかと思うので鍛冶谷議員のおっしゃったとおりだというふうに私は思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

### 13番（鍛冶谷眞一）

ありがとうございます。これは取りも直さず7月に始まるヨネックス杯そこからこれを皮切りにして小学校、中学校そして高校等の郡体、地区大会、県体、時には北信越の大会というふうに年間大体この小、中、高の学校関係で公式大会が12から15あると思っております。そして長く続いてこの夏になると関西薬学硬式大会というのが通称関学、関学と言っておりますが、この大会だとか10月の神和住純さんのエンジョイテニスであるとか、山田杯テニス大会とか、町主催のエンジョイテニス、そして今回2回目を迎えて今日も熱戦が繰り広げられている国際女子プロテニス大会と、このような大会に依存しているだろうと思います。また加えて合宿も大変盛んになりました。明星大学、京都大学、花園、そして同志社、こういう大学の合宿や高校レベルでは小松市立それから近くの七尾高校、飯田高校、県の高校生そしてまた小学生や何かの大きな大会へ向けての練習合宿とか、いろんなものが組まれていてかなりスケジュールは詰まった状態であると思います。合宿に関しては非常に効果が大きいんだろうと思っております。

ここ2年ほど来てませんが奈良の合宿にいつも来ていた高校のコーチがどうしてここに来てくれるんですか、と私がかつて聞いたときに「実は鍛冶谷さん、ここへ来ると一週間子供たちがテニスに浸かるんですよ。どこかのコートを使うとコートの使用料が非常に高いんです。ここまで運賃を掛けて来て泊まっても得るものと払うものの比較をすると能登は断然素晴らしいんです。なおかつ子供たちはとても美味しい料理にめぐり合えます。」というふうにおっしゃってましたが。私は今ほど自分が持っている利用者数とか経済効果とかそして今各種大会、合宿の話をしたのは実は冒頭にあります質問の件なんです。以前からテニスの町宣言をしましょうというような話はよくあったと思います。またテ

ニスアカデミーを開設しましょうとか。私は合併して3年半、そろそろ町の基軸になる交流事業拡大の一本の柱としてテニスの町宣言というのを是非町長にお考え願いたいというふうに提案したいと思います。

そして、次の質問ですがこのテニスの町宣言について特に表孟宏さん、教授ですね。それから神和住純さん、この方々から大変大きなそして貴重な財産、財産と呼びたいと思います。そういうテニスに関する資料をいただいております。これも今現在は藤波台運動公園のレストラン部分に、そしてその他は崎山の体育館のところにある山村開発センターの2階の倉庫に、後は私が調べたところでは三波小学校にというふうに。ある意味、確保しているとは言っても散逸した状態で町にいただいたこの大事な財産が、散逸していると言っても過言ではないと思っております。これもおそらく日本国内に探してもこれ程のものが集積されたところは、うちしか無いと思っております。何よりもあの時に、表さんがくださると決定した後にも他の有力団体から表さんに申し込みがあった。でも、能登町に先にあげますと言ってしまったから、これは守らなければいけないと言った筈ですし、それから能登町に来てからも韓国のテニス団体が是非譲って欲しいというような、それ程貴重な物です。そういう物を活かして町をつくっていききたい。

何よりも私もこの議会で何度も言っておりますが、交流人口の拡大しかないと言っても過言ではないんじゃないですか。町が元気になるには交流人口の拡大です。そういう中で恒常的に人が来るテニス、そして今世界の共通のワードであるエコと健康、スポーツのその一つのスポーツで町づくり宣言をするというのは大変有意義であろうと思うんですが、そこまでお話しして町長の答えを聞きたいと思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず議員ご指摘のテニスの町宣言のお話であります。旧能都町時代になりますが昭和60年に全国高校総体の開催を契機にしまして石川県立能都県民テニスコートが建設されております。その折にテニスの町宣言を能都町時代にしております。以後平成3年の第46回の国民体育大会をはじめスポレクや県体はもとより、小学生から大学生そして一般社会人を含めそれぞれの全国大会の開催も行ってきておりますし、今年に関しましても新たな二つの大会が加えられております。

その中でやはりスポーツにしる何にしる町全体を挙げて取り組めるような目



標があるということは大変素晴らしいことだと考えておりますが、議員ご指摘のような町を全国にアピールするためにもテニス競技自体はもちろんでありますが、町民の方の応援の盛り上がりあるいは知識を広げて町全体がテニスと一体となれるようなことが必要かと考えております。そういう意味ではまだまだ旧能都町から合併しまして能登町になりましてからそういう情勢がまだ出来ていないのが現状かなと思っておりますが、しかしながら底辺の拡大に向けながら鋭意検討もして参りたいというふうに考えております。

そして表先生と神和住先生からご寄附いただいたものですが、まず神戸松蔭女子学院大学の表教授からは2003年の8月に永年にわたりまして収集された、例えば日本で一番古いテニスラケットなど数点や書籍あるいは関連資料をご寄附いただいておりますし、そして2007年3月には日本初のプロテニスプレーヤーであります神和住純さん、現法政大学の教授でいらっしゃいますが同氏は永年の選手生活から勝ち取られた栄光のトロフィーやカップ等、たくさんのものご寄附いただきまして今現在藤波台運動公園の緑地管理センターで一部公開展示されておる訳ですが、これらのものは日本のテニス界にとっても大変貴重な資料であるというふうに考えております。ですから今後は展示の模様替えを含めて展示をしっかりと行っていかなければならないと思っておりますし、ご寄附いただいたお二人の想いも町としてはしっかりと受け止めて今後も保管して行かなければならないのかなと思っております。

そして今まさに藤波台運動公園では能登国際女子オープンテニス2008が14日まで開かれております。町民の皆様にも是非一度ご来場いただきましてお二人のご寄附いただいた展示品をご覧にもいただきたいと思っておりますし、また国内外の選手たちの懸命なプレーにもご声援をいただければ大変嬉しいと思っておりますので、ご寄附いただいた物に関しては町として責任をもって展示、そして保管していきたいと考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

### 13番（鍛冶谷眞一）

テニスの町宣言は60年の時からそれがそのまま残っておるのかどうかは分かりませんが、合併した上での例えば内浦町のミニバスとか柳田村のアーチェリーとか、それぞれに目はあろうかと思っております。ただ今現在これまでの実績等でしっかり継続してやっているのはテニスだと、そういう意味ではテニスを軸に考えて欲しいと思っております。テニスの町宣言をするというのは、今ほどおっしゃった寄贈品をきちんと管理し皆に披露することも含め、それからラグビーの

町で有名な菅平へ行きますと、菅平のペンションのおじさんや民宿のおばさんたちも例えばオーストラリアのオールブラックスの選手の名前を知っていたり、ラグビーのルールを知っていたり、そういう現況にあらうかと思います。やはりテニスの町として本当に発展するときにはそこまでやらないといけないんじゃないかなあと。

テニスには誰にでも馴染みやすいスポーツだと思っております。そして私たちの町にはソフトテニスに関しては全小チャンピオン、全中チャンピオン、そしてインターハイチャンピオン、インカレチャンピオン全てを出している町だと思います。これテニス関係者に聞いたんですが、こんな町はソフトテニスの世界でもないだろうと、そういう意味では能登町のソフトテニスに関しては日本に誇れる体制だと思っております。そしてコートの運営、大会の運営に関しても私は凄く上手くやっているんだと思っております。どんな大会を誘致しても今までほぼ失敗したことがないというふうに思っております。こういう意味でもテニスを上手く活かしたい。そして今回、世界の女子プロの方が集まっている。そして神和住さんが来ている。昨日ですか佐藤直子さんご夫妻といろいろ話をしとったんですが、やっぱり硬式にもしっかり手足を伸ばしていかないとテニスの町になれないだろうと。そういう意味では足掛かりは充分出来たと思っております。

町長の話の中にあつたように国体やスポレクですかそういうところでも、大変いろんなことを学んできたはずなんです。ただ残念なことにそこから次に一歩踏み出していないと私は感じております。町長はスポレクや国体、そういうところからどういうことを学んだというふうに町を思っておりますか。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

実際今ほど議員がおっしゃるように各種大会を能都町時代から含めて開催して参りました。そして各種大会を積極的に誘致し、開催することによりましてテニスの振興あるいは町の産業そしてまた観光資源の核というふうに考えております。

そういう意味でも住民意識の高揚とか啓発普及を図ることが出来たんじゃないかなあと思っておりますし、また大会に参加した皆さんが今度はプライベートで訪れていただいてテニスを楽しんでいただくというようなこともありますので、これからも是非そういった方が増えるような取り組みを行っていきたいと思っておりますし、能登町になりましてからもテニスに関しての経済効果という

ものはかなり大きなものはあろうかと思っておりますので、今後ともしっかりと取り組みを行っていきたく思います。

また再来年には、ねんりんピックという形でまた全国規模の大きな大会が能登町に開催されますので、それに向けても今後しっかりと準備を整えて、来ていただける選手皆さんには満足して帰っていただけるような大会にしたいというふうに考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

### 13番（鍛冶谷眞一）

それではねんりんピックのことも聞こうと思ったんですが、町長の方でもう準備されてましたからよろしいと思っております。本当にそういう形で宣言するかしないかは実は別なんです。本当に町が取り組んで今1億5千万の経済効果があるならば3億まで持っていくんだという意気込みを町全体が持てるようにしたいと思っております。やはりその時には柳田の子にも内浦の子にも一緒にテニスをやってもらう、そういう環境を整えていくことが大事かと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では次に二件目の指定管理者制度に付した柳田植物公園について、私の質問はどういうふうに書いてありましたかね。いずれにしても計画にあったものと現在の実際入園者数それから経済的な動き、そのようなものについて現況をまずお知らせ願ひたいと思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず議員ご質問の植物公園の指定管理者制度に関してであります、平成20年4月から金沢の朝日建物株式会社を代表とするグループに3年間ということで指定管理者になっていただいております。現在の植物公園の入園者につきましては昨年と比べて公園利用者数、施設利用者数ともに増えていると聞いております。

これは周辺の学校、保育所などの団体あるいは町内会や老人会スポーツクラブ等に利用を呼びかけていますと共に事業の共同開催など連携した運営を図るように努めていること、あるいは金沢方面からの誘客または県民プールにおきまして能登町の紹介コーナーを設けるなどの取り組みの成果であると考えてお

ります。そういった意味では入園者が増えているということでご理解いただきたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

13番鍛冶谷眞一君

**13番（鍛冶谷眞一）**

それでは予定していた予測とそして考えていけば前年度よりも利用者数は増えるということで大変ありがたいと思っております。

それでは指定を受ける際にプレゼンテーションされたことと今の現実の実際についてお答え願いたいと思います。施設面いろんなところにいろんな提案がなされました。特に芝生の管理。ここら辺が非常に問題かなあというふうに思っておるんですが、この件等についてお答え願いたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

まずプレゼンテーションで提示されました内容とまだ年度半ばなので全てという訳にはいきませんが、やはり民間独自の発想も随所に見られているんじゃないかなあと思っております。

まずレストランの名称変更を行っておりますし、レストランの店内の改装もしていただきました。そしてメニューの充実もしていただいておりますし、星の観察施設「満天星」と連携して全国の天文サークルに利用を呼び掛けたり、また「カブトムシの森」ということで開催もしていただいておりますし、お祭り広場外周にはコスモスを植えるなどの工夫も見られるということで、まだまだ年度途中ということで実際の評価というのはまだまだしにくい状況ではあります。そういったいろんな取り組みをしていただいているのが現状であります。

**議長（新平悠紀夫）**

13番鍛冶谷眞一君

**13番（鍛冶谷眞一）**

2月の臨時議会で争点の大きな課題となったのは、芝生の暗渠等の修繕でした。これについてはどうなっていますか。

## 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

## 商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。今の鍛冶谷議員さんから芝生ということで、芝生だけの話を持ちますと現状のままかと思っております。芝生の広場、通称「お祭り広場」なんです、その外周にコスモスの植栽。まず今年は第一年目ということで7アールか8アール程度なんです、それを毎年広げて行こうという計画を聞いております。それから芝につきましては現状のままかと思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

### 13番（鍛冶谷眞一）

商工観光課長も出来るだけやっていることを言いたいんだろうと思います。私も別に契約したものをもう議決されて終わったんですから、そのことをとやかく言うつもりはないんです。ここに議事録があるんですが、ただ計画時点で確かに芝の管理をまずやりたいというふうに何度も担当課長なり総務課長なり町長が言っているんです。この芝の管理に関してなぜ私が聞くかという、グラウンドゴルフをたしなむメンバーが非常に増えております。昨日も実は私、行ってきました。今でも雨が降るとコースの設定を変えなきゃいけないんです。なおかつグラウンドゴルフの公式認定コースが県内に9箇所ございます。10箇所目の候補は柳田植物公園です。そのために県のグラウンドゴルフの関係者も何度も視察に来ております。でも芝生に水が溜まっているから認定コースとして認定出来ないんです。

先程のテニスでもそうですがグラウンドゴルフも本当に定着した人口増が、ファン層が増えていきます。彼らが能登町に来るといのは大変大きな経済効果を生むんです。そのチャンスを逃しているんですよ、ということを私は言いたいんです。約束は約束です。私共も議決して契約したんですから、次は決めていたことをやっていただきましょう。これ冬になってやっても本当間に合いませんよ。逆に言うと来春には間に合うように使わない冬季間にきっちりやるという確約を取る旨、努力をしてください。そうではないと私からすると契約不履行になります。

そして何度も言いますが植物公園は能登町の大きな財産です。先程町長からも満天星の話がありました、新聞にもこんなにしっかり出ています。二つの惑星も「ヤナギダ」という名称がついて素晴らしい施設だと。口径も県内一を誇っ

て、そんないい施設なんです。そこに満天星は昼も見れます。でもやっぱし夜の方が正しいでしょう。でも昼、一週間に三度四度来てくれるグランドゴルフの愛好者をこちらから蹴っとならしたら、公園が泣きます。そしてそのことを今の指定管理者に催告できない行政は怠けています。町に対して大変不利益を与えているのが現状かと思えます。このことについては言い訳も何もありません。とにかく契約を履行するように交渉をお願いいたします。

今日はここまでで私は質問を終わりたいと思います。私は大変関心がありますから指定間についてもいろんなことをこの今議会のみならずこれからも注視して、また質問する機会を得たいと思っております。どうか以上を提言して質問を終わりたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

答弁はよろしいですか。はい。それでは次に、14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

よろしくをお願いいたします。

私は通告に基づきまして一般競争入札の導入に関して質問をさせていただきます。競争入札につきましては3種類ありまして、一つは一般競争入札、それから指名競争入札、そして随意契約とこの三つの方法があると言われておりますが、わが国の入札制度のあり方は、一般的には指名競争入札という形の制度が多く、国、県、あるいは市町村でこれまで採用されてきておるのはご存知のとおりでございます。

この制度は呼んで字のごとく事業の内容や規模によって予め官の側が選考した数社の業者を指名して入札を行うものであり、これは業者の経営内容やあるいは実績などが事前に分かるために安心して仕事が任せられるという利点がございます。その一方、参加者がほぼ特定できることにあることから談合がしやすいという欠点もございます。

こうした談合を防ぐ究極の手法として一般競争入札制度という、言うまでもないことですがこれは誰でもどこからでも応募ができるということが原則で談合のやりようがなく、そのため価格は競争によってぎりぎりまで下がっていく可能性がある。結果としては納税者あるいは住民の利益になってゆく、こういうことでございます。こうした談合などによって価格が決められるような行為は、自由主義経済を標榜する国家社会としてはあってはならない違法行為であることは当然ですが、これまでは日本独特の政治風土の中でタブー視され、あるいは慣習的に行われてきた面もあったと言わざるを得ません。従来から談合罪やあるいはカルテル防止法というものがあったのですが、2003年にいわ

ゆる官製談合防止法が成立いたしました。その後2006年には改正独禁法が施行されることになりまして、官と業が一緒になって出来レースをするような談合構図にメスが入れやすくなったものであります。ここ一、二年の間にご存知のように3人の知事が逮捕されるなど官製談合によって多くの首長や役人が逮捕、摘発されておりにわかに競争入札のあり方につきまして、全国的に検討見直しをいま迫られているのが実情だと思います。宮崎県の東国原知事が250万円以上の金額は原則一般競争入札にするということで話題を呼んでおりますが、県内においても制限付きながら実施に踏み切っている市や町が次第に多くなっているのが実情であります。

当町にありましても永年にわたってこの指名競争入札制度が採用されており、未だ一般競争入札制度に導入に至っておりませんが、しかし全ての消費者あるいは納税者の利益優先を第一に考えるという今日の社会情勢あるいは時代性、流れから見るにつけてこのまま放置することは許されないと私は思われます。当町の入札制度のあり方、改正についてどのような見解を持っておられますか、まず町長にお聞きしたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

議員ご質問の当町の入札制度の改革あるいは一般競争入札の導入についてありますが、入札及び契約に関しまして一層公正性のあるものとするためにはやはり手続きの透明性が高く、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者が多く競争性が高いことが求められていると思っております。

一般競争入札はこれらの点で大きなメリットを有しておるというふうに思いますが、一方、不良不適格業者の排除が困難でありますし、また施行能力に欠ける者が落札して公共工事の質の低下をもたらす恐れがあることあるいは、個別の入札における競争参加資格の確認にかかる事務量が大きいこと等の問題がありますが、既に導入している他市町では一般競争入札を主として一定規模以上の工事を対象に行われてきております。

そこでこれらのことを踏まえながら当町におきましても入札制度改革等の見地から本年10月より一般競争入札の導入を予定しております。導入にあたりましては対象金額を3千万円というふうに考えております。また条件としましては営業所等の所在要件、あるいは総合評価値の設定基準、官工高の設定基準、配置予定技術者の設定等を設けたいというふうに思っております。

またこれらの基本運用で行うものですが、ただだからといって一般競争入札

を導入したからといって一概に落札率が低くなるというふうには考えておりません。競争性が高まることは認めますが指名競争入札におきましても価格競争は適正に行われているというふうに思っております。またこのことにつきましては導入する自治体の地域性の相違でも違ってくるものと思われまますので、制度導入後の実績等を検証してその効果をはかれないと考えておりますが10月から導入することでご理解いただきたいというふうに思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

10月より導入するというので一歩か半歩かある意味では前進するというふうに一応理解をしておきたいと思うんですが、ただですね、この制限が3千万円というラインで引かれたと、ちょっと私は意外に思うんですね。確か県も3千万円ですか、それから最近ではほとんどの全国的なレベルでは1千万円とか、さっきの宮崎県は特殊にいたしましても少しハードルが低くないかなあと、3千万円というのではと私は思うんですが。

じゃ実際10月から3千万円ということで導入したということになりまして、例えば10月から来年の3月までにその該当する工事ですが、いま予定されている工事3千万円以上のものは何件ぐらいあるのでしょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）

監理課長谷内正廣君

#### 監理課長（谷内正廣）

それではお答えいたします。今現在担当課にお聞きしているところですが、来年の3月までにつきましては2件ほど聞いております。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

わずか2件と、10月までにいまこれから指名競争入札に付す予定のものが5千万円を超えるものが3件ほどありますねえ。それをやっつけてからやりましょうと。後の2件そろそろとやりましょうと、まあこういう感じでなんかあんまり積極的にやらなきゃいかんかなあとか、積極的にこれは住民の利益のため



に取り組んでいこうという姿勢がちょっと感じられないのは寂しいなあとは思うんですが。町長、さっきのご意見を聞いておりますとやはり公正さ透明さそれからどなたでも、どなたでもという訳ではないですが業者であれば応募ができると、自由に応募ができると。そして自由競争の下でしっかりと競い合うと、これが一般競争入札の原理原則でございますのでそういう利点は充分承知の上で町長は導入に踏み切ったと思うのですが、その意味ではすこしこれ寂しいなあと思うんです。

本当にやるつもりなのか、それとも途中でこれダメだったわと引っ込むつもりなのか、見極めてからとこうおっしゃっていますが、こんな見極めると悠長なことを言われる客観情勢じゃない社会情勢じゃないというふうに私は思うんですが、もう一度町長どういう理由でこの10月からやろうとこう思われたかその理由をですね、町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

特に10月からという理由はない訳なんです、今年度に入りましてからそういった一般競争入札の協議を始めてきました。その時に例えば県内のいろんな自治体の例も参考にしながら協議を進めて参りまして、ちょうどその今年度半年が経ったということで10月から一般競争入札を導入したいという思いです、別にその残り2件しかないから10月からという思いも決してございませんので、10月という区切りが良いかなという思いで10月から導入させていただきます。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

今日たまたまですねタイムリーといえばタイムリーですが中日新聞に「入札疑惑度、地域差は拡大」こういう大きな紙面が出ております。非常に私の後押ししてくれているような新聞かなあとこういうふうに思いまして、思わず今朝切り抜いてきたんですが。まあ中身はともかく、まあ是非いろいろあつていろいろな意見が載っていますけども、ここにデスクメモというのがあるんですね。これちょっと読まさせていただきます。私の気持ちとしてはよくこういうもんだなあと思ったもので、読まさせていただきます。

「地場産業を崩壊させてまで公共事業を安く上げろというつもりはない。でも皆競争しながら糧を得ているのに、地元だから協力してもらうこともあるからとの理由で特定の産業、会社だけ利益が出やすい仕組みになっているなんておかしくない。行政にそこまで任せたくつもりはない。」と、こう出ております。なんか私もそんな気がしてこれ読んどってそうだなあと、微妙な言い回しですけどもね。私も微妙にいま言っている、思っているつもりなんですけれども。やはり社会情勢、時代の流れと言いますかねえ、これはどうしようもない。

我々も商売しておれば産地直送、こんなのは今までは第一問屋がおって第二問屋がおって小売店があつてということで、みんなそこで途中で食べながら、食べさせながら日本の社会というのはやってきた訳ですが、ストーンと取り払われまして作ったものがそのまま消費者へと。それからいまの食品偽装でも同じなんですけれども、少しでも安いもの少しでもと探っていくと最終的に変なことになってくる。まあ絶対いけないことですが、とにかく少しでも消費者が安いもの、少しでも安くても良いもの、これが付いてこなくてはいけないんですが。そして消費者の利益これは大優先なんで、何をおいてもそれがいま資本主義にあつては大優先ですね。そういう社会になってしまつてる訳で特定のところだけ守らなければいけないとか、守っていきたくとかではダメで、守るなら全部守らなきゃいけないんですね。ただ競争に晒さなければ強くなれない、立派になれないというのもこれまた現実、事実でありますので、そこら辺やはりしっかりとそれこそなんと言いますかねえ、手綱を取りながら舵を取りながらやっていただきたいなあと。

私、3千万というのはがっかりしたんです、本当はねえ。1千万ぐらいかなあとこう思っておつたんですけれども取り組みとしては、3千万じゃちょっと石川県の億の仕事をしよつちゅう出す、石川県並み。こんな時だけ県並み、県レベル並みというのはね、ちょっと私はいかがかなと思いました。後ですねこれからのスケジュールとしまして、今回そういうふう決定されたということは私は賛成しかねますけれども、もし町長皆さんと協議して決定されたのならまあ今年度施行して、どこの県でもやっている訳です全国的にやっている、やらざるを得ないんでやっている。これで失敗するとかほんなことはないと思はないと思っているんですが。

今後どういうスケジュールでいつ頃からこの3千万が1千万にし、1千万をわが町は130万以下から随意契約ということですけども。それ以上は全部一般競争入札で行くというこういうスケジュールを考えていらっしゃるかどうか、その点町長からお尋ねしてしっかりしたお答えをいただいて質問に代えさせていただきます。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

いまの議員のご質問ですけれども実際に制度を導入して実績等を検証してみないと一般競争入札の効果というのはまだまだ分からないことがたくさんあります。ですから今回10月から導入させていただいて3千万という形でスタートさせていただきますが、将来的には当然金額も下がってくると思いますし、ただそれがいつから130万以上になるのかということとは言えませんが、県内の他の自治体との流れといいますか、そういう様子を見ながら能登町としてはやって行きたいなというふうに考えております。ですから今後は競争という意味では一般競争入札が主流になってくると思いますので、そういった意味での取り組みはしていきたいなと考えております。

休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。しばらく休憩いたします。2時再開したいと思います。

（午後1時52分）

再 開

**議長（新平悠紀夫）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時03分再開）

それでは次に、4番南正晴君

**4番（南正晴）**

それでは発言を許されましたので質問に入りますが、質問に入る前に広報9月号ですね、後ろの表紙になりますが奥能登の「あえのこと」ユネスコ無形文化遺産にということで、私も農に携わる者として非常に嬉しく思っておりますので、この文化は今後も伝承していかなければならないなと思っております。まずはこの件におめでとうと言いたいです。

それでは質問に入りますが、まず昨年12月、私一度、「当町の食育の現状及び来年度以降の計画について」ということで学校給食法といったものが変わる予定であるから、どのように対応していくのかと教育長に質問いたしました。今年度この法がやはり改正になりまして、文部科学省の新規事業として学校給

食における新たな地場産物の活用方策等に関する調査研究といったものが始まりましたので、改めて学校給食に対する今後の取り組みや地域との連携、またそういったものの方策について教育長に質問いたしたいと思います。

つい数日前のことですが、米の加工販売会社「三笠フーズ」が農薬やカビに汚染された事故米というのを主食用として転売したと。これはミニマムアクセス米と呼ばれる最低輸入機会に日本が外国から買わなきゃいけない米をそういうふうに移売したということで、国産米ではないということで農に携わる者としては少し安心もしたんですが、こういったことも含めまして、今年の上期、産地偽装等の摘発が29件もあったと警察庁が発表しております。摘発が29件であり摘発人数が61人と、この食に携わる人達の消費者への裏切りがすごいものだと思っております。秋田の比内地鶏の偽装販売。または大阪の船場吉兆の牛肉産地の偽装。食べ残しの食材の使いまわし等がまだまだ皆さんの記憶に新しいところではないかと思っております。これは生産者が偽装しているわけではなく、流通や販売に携わる業者が儲ければ何でもいいと、そういう主義が横行した為にこういったふうになったのだらうと思っておりますが非常に悲しいことであります。

その点、地場産物を使った場合はすぐ近くですから生産者の顔、それから生産履歴ですね、使用した肥料農薬または加工日、生産地等が分かり、安全安心を消費者に与えていけるのではないかという観点から少し前置きが長くなりましたが、この改正給食法の主な目的について、従来の給食法はまずは栄養改善が目的ではありましたが、現在は食を通じた教育への転換にちなさい。それから地元の食材を活用し生産現場での体験を通じ、郷土への愛着を育てる。更には食育を推進する栄養教員の役割を条文に盛り込み明確にするというふうに私は理解しておりますが、食育推進基本計画の中で学校給食において都道府県単位ではありますが、地場産物の使用割合を平成22年度までに30%以上にちなさいと明記されたはずですが、このことを受けて当町の教育委員会はこれをどのように地域生産者と連携し普及していくのか、その方策等についてお聞きしたいと思っております。

全国各地で地産地消運動が様々な形で行われていますが、色んな事例を見ましても多くの地域で地域農産物をめぐる課題というのは不思議なもので、地域に生産されるものを地域で十分な活用をされていないという事例がよく見られます。これは給食に限っていえば子供達が必要とする給食メニューに沿った地場産物を提供できるしっかりとした組織がない、または育成されていないからだと思っておりますが、通年で農水産物を提供すること。それはなかなか難しいことだと思っておりますし、生産者の販売価格、給食費の代金等を考えれば釣り合い等でも難しいことだと思っておりますが、地域にある農協や漁協と連携して地場産物を給

食へ供給出来る。こういった協力組織を育成出来れば使用割合の30%以上は楽にクリア出来るのではないかと思います。

また郷土愛を育てる食育にもつながると思いますが、この点を踏まえて当町における地場産物の使用割合は大体いかほどなのか。またこの割合を上げる方策等についてお考えがあればお答えをお願いします。

### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

### 教育長（田下一幸）

南議員の学校給食改正に伴って、今後の能登町の学校給食のあり方ということで、確か前議会でも法の改正を見てからということで、議員さんも言われました本年の6月11日に法の改正が行われております。その内容につきましては議員言われたとおりに重なるところが多いので若干省略させていただきますが、この中のポイントとして地元の産物をいわゆる30%以上を目標とするという項目が入っております。これは議員ご指摘のとおりこの地元とは県内を指します。したがって私どもの持っているデータでは、県内産については正確なデータではございませんが、5割は超えているものと思っています。ただ本来の地場産という地域を狭めていくことが議員の言われる1番の主旨であるし、地元の皆さんの思いの中のひとつではないかなということで、能登町にそれだけの割合ということも、ひとつのこれからのテーマになってくるんだと思います。

そこでこれからどういうふうに対応していくんだと。先般、学校関係者とも若干協議、まあ全般的な会議ではありませんが現在、品物を納品するときには産地というものをまだ明示しておりません。これから商品を納めるときには産地というものも給食の中の納入のときに業者さんをお願いして明示することも、より正確なデータが取れるし、そのことによって県内または町内のものも使えないかということも指導出来るのではないかなと思っています。

ただ、先ほど議員申されたとおりに給食費の負担という問題と安定的供給という問題が残ります。それと特に能登町は米とか魚とか地場のものは新鮮で豊富なものがありますが、学校給食会との関係も若干ございまして、値段の問題。生産者が学校給食会の取り扱う値段で安定的に供給出来るのかと。また、ぜひ登録していただきたいということも思いの中に、これからそういう団体機関があればお願いしていきたいと思っています。まあいずれにいたしましても、これから学校給食に食育の問題も色々出てくると思います。

ちなみに栄養教諭であります。昨年この4月までは市に栄養教諭が配置されました。この9月において初めて能登町に栄養教諭が1名配置されました。

と、申しますのも試験が9月でないと合格者の発表が出来ないということで、必然的に9月になるわけですが、県は将来、市には複数配置ということをおっしゃっております。ただ奥能登における市におきましては、いきなり複数配置とはならないのではないかなあという考え方を持っているようです。町はとりあえず栄養教諭を配置していただいたと。このことにより配置された栄養教諭は金沢方面から転勤されてきました。先般、校長とも話をしていたところ、その方は初めは奥能登に勤務され、金沢のほうに行かれ、栄養教諭の合格をされて能登町に赴任になったわけですが、10年ほど経っている間に色んな違いを見てきておられますので、また新しい風の中で今までの教育がこれでよかったのかということも提言いただけるのではないかなということも期待しておりますし、いずれにしても産地の地元の食材を出来るだけ使いながら学校給食の運営にあたりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

4番南正晴君

#### 4番（南正晴）

はい。教育長ありがとうございました。私もびっくりしたんですが、県内で考えると50%越しているだろうということは非常に高い割合ではないかと思えます。ただまあ地元産の話を私が聞いたなりに話をしますと、野菜関係は割りと地元産を使っているんですが、残念ながらやはり水産物でせつかくいい港なり漁協があるんですけども、水産物に関してはあまり使われていなくて、6月になると当町では地元産の食材を使った給食の日というのがあるということで、そのときに色々手配しているんだということは聞きましたが、私の希望としては、私は旧柳田村の生まれのせいか、魚が非常に好きで小さい頃から食べているんですけども、現代っ子はなかなか魚というものは食べないと。切り身なら食べるけど、丸ごと焼いたのは食べないもので、やはり食育の中における水産物関係の教育が大事ではないかと思えますので、そのあたりを教育長にもう少しですね考えていただいて、どのようにして使っていけばいいかっていうのを考えていただけないかなということで少しお答えをお願いします。

#### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

#### 教育長（田下一幸）

確かに議員ご指摘の水産物につきましては、私は旧能都町の出身ですが、昔

から言われておることでした。ただ議員さんもお承知のとおり学校給食には刺身類の鮮魚は若干使用を控えております。乾物、干物とかね、そういった形で使っていくメニューは聞いておりますが、給食全体、食材全体の中に占める金額の割合というものは、いささか低うございます。

それと1番の問題は豊漁のときに鰯とか昔なら鰯とか安価な魚がたくさん手に入ることもあったんですけど、学校ごとに給食献立を立てますので、それにタイムリーにいけないという問題もあるのかと思いますし、大量に仕入れて保護者の給食費の負担という問題もありまして。そう言いながらこの自然豊かな魚処によって魚の味を知らない子供を育ててもいけませんので、出来る範囲内でそういった指導もしていきたいと思いますし、調理員の集まる会合に私も参加させていただきますが、そういうことのあるときには、そういうこともお願いしているところであります。

#### 議長（新平悠紀夫）

4番南正晴君

#### 4番（南正晴）

はい。ありがとうございます。学校給食というのは私大体思うには年間約180日前後くらいですかね、給食の実施というのは。そうすると子供らは小学生から中学生の9年間で通常1日3食摂るとして、180日給食があるとすれば、自分たちが年間に食べる分の6分の1が給食で摂ることになるんだと。やはり給食というのは食からの教育という面では非常に重要なものだと思いますので、出来るだけ子供達に郷土愛を育てる為にも地場産を大いに利用して進めていっていただきたいということを私の希望として質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### 議長（新平悠紀夫）

それでは次に5番向峠茂人君

#### 5番（向峠茂人）

質問に入る前に定例会初日、町長も申されたとおり三波分団の全国大会に対して2連覇を目して健闘を祈りたいと思います。団員また団員の家族、また団員が仕事をされている会社に対して大変いろいろとご苦勞があったと思いますが、一人の団員として、また一人の町民として是非2連覇を達成していただきたいなと思っております。

それでは、通告してある2点について質問したいと思います。

まず、当町の空き家の実態と定住人口の促進をとということで、まず1番目に最近あちこち回っておりますとたくさん空き家が点在し増えてきています。これも少子高齢化の波の一つかなと考えますが、しかしこのまま放っておくわけにもいかないはず。そこで町内に散在する空き家の活用対策について質問してみたいと思います。まず、町内の空き家の実態を把握されておられるのか、空き家を活用するといってもその実態がわからなければ活用もできないし、町内に空き家が何軒ありどこに所在し、面積はいくらで利用が可能であるかないかまず答弁願います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

まず、能登町の空き家の状況に関しまして答弁させていただきます。

数はもちろんですが一件一件の面積とかわかりませんのでその辺は省略させていただきますが、まずもって空き家の調査に関しましては平成17年9月に不審火の未然防止など防災上の観点から消防署の方で調査しております。その当時におきましては能都地区に266戸、内浦地区に234戸、柳田地区に146戸合計646戸の空き家が確認されているというところであります。

**議長（新平悠紀夫）**

5番向峠茂人君

**5番（向峠茂人君）**

今、町長の答弁で全体で646戸ですか大変な数ですね、柳田地区においても真新しい家が誰も住まないままに何年も放置というかそのままになっている状態でたくさんあります。この空き家の利用で町長は常々、交流人口、定住人口を訴えています、交流人口、定住人口を増加促進させる対策を行政が取り組む強い意志があるかどうか。この646戸の空き家の家屋を防災の面でのチェックですけど、行政がチェックして行政として定住人口、交流人口を図るために行政が取り組む姿勢があるかどうかその所見をお伺いしたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**



まず定住人口の促進ということですが、平成16年度に石川県が人口減少あるいは少子高齢化が進む過疎地域における定住促進の方策を検討するための定住促進調査というのを行っております。そのなかで首都圏等に居住する石川県出身者やあるいは能登地域及び白山麓地域にU J Iターンをした人などにアンケートをしてヒアリング調査を行っております。そのなかで移住を考える際の第1の要因といいますか傷害の要因といいますか、仕事が少ないとか収入が減るとかが挙げられておりますが、やはりその移住をする際に住宅を探すのに苦労したという声が多かったということでもあります。

そういった意味では定住促進には就職先の確保はもちろんでありますが、住宅の確保というのが非常に重大な課題になってくるのかなと思っております。そういう意味で能登町におきましてはIターン者等を受け入れるための空き家の利用というのは取り組んで行かなきゃならないと思っております。

その取り組みを少しお話しさせていただきますと、能登町におきましては売りたいあるいは貸したいということで調査をしましたところ19件ありました。そのうちホームページ等への掲載を希望する方が、13件ありましてその内1、2件に関しましては関東から来られた方がすでに入居されております。また4件につきましては、個人間での契約が成立して入居もされております。残り7件の内、5件は火災、あるいは老朽化が著しいということで現在は掲載を取り止めております。残ります2件が掲載されているわけなんです、そのうちの1件に関しましては現地を確認したいとの希望者がありますので日程等を調整中であります。

以上のように持ち主が貸してもいいよというお答えをいただかないことには、いくらその646軒があるといっても全て載せるわけにはいきませんので、そういった形で今後もホームページ等を利用してながら空き家情報を公開して、そして定住人口の促進に努めてまいりたいとそういうふうに考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

5番向峠茂人君

### 5番（向峠茂人）

今、町長の答弁では行政として取り組むとそういう意志があるとそう理解してよろしいですか。そうすると今、町長が言われたとおりホームページ等に記載されていますけどもしこの利用者がホームページ等、または電話等で問い合わせた場合その窓口がどういう状況になっているか、私の考えとすればやはり専従のスタッフを2～3名おき、利用者の窓口を一本化、一元化して空き家情報やまた賃貸の契約までのサービスを行うと行政がどこまでこの住宅の件に

関わっていいのか、法にも少し触れる部分が出てくるのかなと思いますので、そういうことを抜きにして私が今述べたような専従のスタッフをおくお考えがあるのかなのか答弁願います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

ただ今の議員のご質問ですが、定住人口促進のための専門スタッフの配置はいかがというご質問だと思いますが、能登町の第一次の総合計画でも定住促進の重点プロジェクトの一つに掲げております。そして都市部からの移住を希望される人たちを受け入れしたり、そういう人たちを対象に交流事業を提案したりしているところであります。そして今ほどのご質問ですが、例えば空き家情報に関しましては建設課が窓口でありますし、交流事業につきましては主に商工観光課あるいは企画財政課が行っているということでもあります。

また、グリーンツーリズムのお世話は農林水産課が担当しているということが現状であります。やはり向峠議員がおっしゃられたとおり対応の一元化ということがそういった必要性というのは、私も十分認識しております。外から一人でも多くの方に能登町に来ていただくためにはやはり、どこかのセクションに総合窓口的な役割を持たせることができないかというふうに考えております。一つのセクションに移住やあるいは交流に関する情報を集約しまして、問い合わせに対しましてもワンストップの相談センター的な機能を持たせるのがベストと考えております。

能登町では現在行政改革評価委員会を設置しまして、職員数の削減あるいは機構改革を協議していただいておりますので、そこでの評価も注視しながら検討していきたいと考えておりますが、ただやはりスタートは役場が中心になったとしても将来的にはNPO法人等の方にこういった役目を担っていただくのが理想的ではないかというふうに考えておりますが、まずもって能登町、行政の方でスタートを切るべきと考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

5番向峠茂人君

#### 5番（向峠茂人）

今、町長が答弁されたとおりやはりスタート時は行政が手を差しのべるというかスタートラインを仕切っていかなきゃならんなあと思います。この空き家

対策というか、全国的な広がりが見えております。ちょっと調べてみたら珠洲市が大変この事業に前向きに取り組んでいるということで、書類を取り寄せてみたところ快く送っていただいたので簡単に述べさせていただきます。

概要のまとめたものを時間もありますので、奥能登珠洲の交流移住支援事業ということで事業の概要は近年の過疎化や少子高齢化に伴い空き家や休耕地が増加している。空き家の増加に関しては、既存の空き家を理活用しないままに新たな住宅を建築すること。後継者の多くが市街へ流出していることが主な原因とされている。そこで珠洲市は交流人口及び移住人口の拡大を図るためまた市内の空き家を流動化するために空き家を利用した田舎暮らしを推進している。

これまでの経過ということで平成16年度、市内の区長さんを対象にして市内の空き家の調査を実施しています。平成17年度から18年度も手がけております。16年度の調査結果を基に市の職員が一軒一軒現地を確認し、現地で住めそうな空き家をリストアップし、近所の方に聞き込み、そして平成18年度から平成19年度2月までで貸し出し可能な物件約20件を抽出し、珠洲市ホームページ内において空き家情報を記載したサイト「田舎暮らししてみんけ」というホームページを立ち上げております。

そして平成19年度4月アップされている物件の所有者に再度調査を実施し、この時点で貸し出し可能な物件20件から8件に精査している。そして広報珠洲において空き家情報募集呼びかけこれによって8件が18件に増えております。平成20年度当初に昨年度と同じホームページ上にアップされている物件所有者に対して意向調査を実施したところまた、17件が14件に若干減っています。

今述べた物件の他に珠洲市では短期滞在専用の「ちょい住み物件」というのも確保している。「ちょい住み」というのは1日から2、3日週末から来て泊まって帰るといった物件だそうです。この物件は、設備も整っている物件で空いていけば即入居できるように市役所と所有者の関係で契約を結んでいる。

光熱水費基本料金相当を所有者に払うかわりに市役所からの紹介でないと入居できない物件もある。この紹介した物件、ちょい住みですけど1日でもOKということです。そしてこの実績として奥能登珠洲の交流支援事業として珠洲市企画財政課を介して契約に結びついた数は、ちょっと紹介しますと平成19年5月に信州大学農学部の学生がゼミで合宿で「ちょい住み」物件を利用、約1週間、平成19年6月大阪から40代の親子3名が移住、平成19年7月30代金沢市より親子5名が移住、平成19年3月前後していますけど、神奈川県より30代男性が単身で移住、これは里山マイスターを受講する関係です。それから今年、平成20年4月金沢大学の教授が「ちょい住み」物件を借り上げ3名で利用、それから20年7月東京在住の女性2名が「ちょい住み」物件利

用で約1週間滞在しています。平成20年8月大阪市在住の親子が「ちょい住み」物件利用で現在も1ヶ月利用中ということです。それから8月東京より60代女性が単身で移住、それから能美市より40代親子4名が移住を希望して今準備中、12月には移住の予定だそうです。そして珠洲市はこの地図でちょっと遠くて小さくてわかりませんが、売却可能な定住用物件、賃貸用の物件、それから短期滞在の「ちょい貸し」が写真で紹介されています。これも私はいいいことだなど思っております。それから総務省の総務省自治行政局過疎対策室がこういう田舎暮らしのすすめということでこういう本を出しております。

そのなかで珠洲市が紹介されています。珠洲へ移住した人の写真とかそれからこれは軍艦島が写っていますけどここにもまた紹介されています。ご存じの方がおいでるかもしれませんがそういう意味で当町も町長の答弁にあったとおり、この空き家を利活用していく意志がありがたいということを今聞きましたので、となりにこういう先進的な自治体もありますので是非資料等、出かけて勉強されてはいかがかなと思います。このまま放っておくと当町も人口減でますます拍車がかかってくるのでぜひともこの事業を軌道に乗せていければと思いますので是非町長も奮起をした指導力をお願いしたいと思います。

それでは次の質問に入ります。持木町政を問うということで2、3、質問したいと思います。合併時に町長は立候補したわけでありますが、その経緯と決意はどうだったかということで合併時には旧3町村の首長もおいでて町長の立候補にあたっては町長に対する何らかの申し合わせとか要望事項とかこんなことをしたらどうかというそんなことがあったと思いますし、また町長はその立候補に際して財政多難な新生能登町をどう切り回していこうかというどういう決意があったのか、3年半も遡ると忘れた点もあるかと思いますが、その時点に戻って答弁願います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず、向峠議員のご質問というのは、合併時に立候補した経緯とその決意ということだと思いますが、平成11年12月に旧能都町の長として就任し、そしてまた2期目に向かった時期に市町村が合併する際の手続きあるいは財政的な特例措置等によりまして、市町村合併に向けた環境整備を積極的に進めるために大幅な改正が行われまして、能都町としても市町村合併という大きな問題が浮上してきました。

そして、住民アンケートや行政間相互の協議によりまして2町1村は能登三

郷という強い結びつきと歴史的な繋がりが縁で平成15年1月に合併協議会が編成され、私もその一員としてそれぞれの条例、規則、内規等が異なる問題を調整し喧喧諤々の協議を重ねておりました。

少子高齢化と過疎化が進む奥能登のなかでその特色を生かすにはやはり第一次産業の大切さを再認識するとともに全ての産業の振興を図り、新町の町づくりのテーマは奥能登に人・暮らしが輝くふれあいの町の構築であり恵まれた海と山を活かしながら人づくりの町づくり、福祉の町づくり、循環型社会の町づくり、産業の活性化の町づくり、交通と情報網の町づくりを目指していくということで私自身、自分自身でやりたい、やらせていただきたいという思いで新たな決意で望んだものであります。その時点での各首長、私にとっては人生の先輩でもありますので相談にもものっていただきましたし、今もやはりいい相談相手という形でご協力もいただいておりますのでそういうことでご理解いただきたいと思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

5 番向峠茂人君

**5 番向峠茂人**

今、合併時の経緯と決意というか初心を聞きましたけど、町長は旧能都町時代において、合併時の立候補の心境とはと聞かれ、町長は織田信長が桶狭間の戦いに今川義元と雌雄を決する決断をしたのと同じものだとベテラン議員の質問にお答えになったと私は聞いておりますが、今もその桶狭間の心境ですか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

3年半も経ちますと人間も変わってきますので、その当時の思いというのは今も変わりませんが、3年半経って能登町の舵取り役となりましてからは少しづつ心境の変化、思いの変化、環境の変化もあろうかと思っておりますので、若干は違っておりますが、本音、心の中ではそういう思いでおります。

**議長（新平悠紀夫）**

5 番向峠茂人君

**5 番（向峠茂人君）**

ことわざにも初心忘るべからずということがありますが、誰でも年月が経つと若干薄れるのが人間の常かと思えますけど、自治体の首長はそういうわけにもいかないかなとおもいますので、できるだけ長くその気持ちで町政にあたってほしいと思います。

それで持木町政の検証ということで少し私は数字が苦手なんでかいつまんで気のついたことを聞きたいと思えます。先ほど私が初めに聞こうと思った植物公園の指定管理を同僚の鍛冶谷議員が詳しく聞いてまた詳しく答弁されたので割愛させていただきます。

町長に聞きたいのは先の県議会選挙において町長はそれまで自民党の支部長をされていました。その自民党の支部長を辞して、地元の候補の応援に回った訳ですけど、私はその当選した候補をとにかく言うつもりはありません。能都町町長時代からずっと辞するまで町長は自民党の支部長であられたと思うのですが間違いありませんか。

するとここ数年財政も厳しいいろいろな政治情勢も厳しいなかですが、自民党の支部長時代と支部長を離れた現在と中央や県の陳情にいった場合、私の聞いた耳ではいろいろな言葉を耳にしています。ここではちょっと差し控えますが、町長本人が実感としてそういう温度差が以前とあるかないか陳情で今までと違った面で苦勞することがあるかどうか答弁願いたいと思えます。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

確かに向峠議員がおっしゃるように支部長は辞めました。しかしながら私自身自民党員でもありますので県あるいは国に対しての要望にも自民党の県議あるいは国会議員の先生方にお世話になっておりますので全く陳情に関しては支障がないと思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

5番向峠茂人君

#### 5番（向峠茂人）

自民党の党員であるから支部長を辞められても関係ないと申されましたけどそうあってほしいけど、今後支部長に戻る腹づもりはあるのかこれは先ほど一緒に質問すれば良かったけど支部長を離れても陳情に変わりはないという状態なら私も安心しました。

「自民党のこと、みんなおもっしい質問やがや。おかしいんじゃないか……」  
という声あり。

**議長（新平悠紀夫）**

座席から……、違うと思いますよ。質問者に対する答弁ですから。あなたは別にそれに答える必要ない。

**5番（向峠茂人）**

それでは次に、町長が住宅事業で県へ予算要求というか予算を取ってこいと  
言われて時の建設課長が意気込んで行って県で予算措置をなされて戻ってきたら、  
町長は単費がないからこの事業はできないとそう言って県へまた突き返した  
という話を聞きましたけどそれは本当ですか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

記憶ははっきりしませんが、恐らく城野団地の話だと思います。ただその時  
には1棟は町から要望しておりました。それが年度途中で余ったから県からこ  
れも追加で造ってくれないかというお話があったときはお断り申しあげました。

**議長（新平悠紀夫）**

5番向峠茂人君

**5番（向峠茂人）**

そこまでの詳しい経緯を私は聞いていませんけど、当の本人も結構興奮され  
ていたので、私の説明不足かと思いますけどしかし、一度そういう経緯があっ  
たのか知らないけど一度県へ出向かわせて予算化してからまた戻って単費がな  
いからと言うと職員も少しこの事業に関わらず動揺するのではないかなと思  
いますので、職員にそういう命令を出す場合はよく精査して、一貫性のある政策  
というか事業をしてほしいなと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まずその住宅に関しては取って来いと、まず課長に命令してその後でいらな  
いと言った覚えは絶対にありません。

### 議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

### 5 番（向峠茂人）

はい。私も本人によく聞かなかったかもしれませんが、もし町長の言った  
ことが本当ならば私ももう一度聞いてみたいなあと思います。

それと今年の5月の連休に柳田の教養文化館に室谷夫妻が個展を開きました。  
室谷夫妻も大変喜んで色々、県外の友達に来てほしいと連絡したそうです。と  
ころが来てみたら丁度その日が日曜日においでたんかな、休館でせっかくおい  
でたけど、観れなかったと。それと先ほど志幸議員も山せみ荘と笹ゆり荘を質  
問しましたけれど、これも時間帯は山せみ荘は13時から18時になりました。  
ところがその前にも私は地域住民の要望で日曜日の営業をしてほしいと。これ  
はずっと前から、旧柳田村の時代から。あそこは火曜日が休館日になっていた。  
というのは色々なイベントがあつてとかすると、日曜の利用が大変多いわけ  
で。それから町外から来る人も日曜が多かったそうです。そのデータは私は詳し  
く精査していませんけど、出来ればやっぱり住民利用をする立場に立って考え  
ますとやはり、色々な就業規則の問題もあろうかと思えますけど、福祉とい  
うことを考えますと、日曜の営業が大事かなあと思えますので、今は教養文化館  
は日曜休みになっていますか、そこ詳しく調べてませんが、こういうせっかく  
素晴らしい個展をして、せっかく交流人口を図ろうというときに閉館だった  
とは大変お粗末なことなので、今後そういう対応をどう考えておられるのか答  
弁願います。

「議長、質問が通告と違うんですからその辺は……」という声あり。

### 議長（新平悠紀夫）

町政の検証ということも含めた中で問われてるかなと思いますけど。町長い  
いですか。町長持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

まず教養文化館に関しましては月曜が定休日というふうに思っております。  
これは私の間違いかもしれませんが、ただ、その方がたまたまいらっしゃったの



が月曜日で観れなかったということでありましたら、それは臨時的な休みでも何でもありませんので、町としては対処の仕様がなにかないのかなと思っております。そういう意味では土日の利用が多いのも教養文化館でありますので、職員のこととも考えながら月曜日休館としておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

5 番向峠茂人君

**5 番（向峠茂人）**

まあ是非そうあってほしいし、出来るだけそういう建物は町民は平日より土日祝日に利用する人が多いので、出来るだけ町民側に立った行政を心がけてほしいと思います。

それでは最後の質問に入ります。この質問はまだ時期尚早かなあとと思いますが、七尾市のこともありますので、出来るだけ早く確認したほうがいいかなあと質問しました。第3点に来春、能登町長の任期がきますけど、町長はその任期に対して出馬の意思があるのかないのか答弁願います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

ただ今の向峠議員のご質問ですが、今現在、能登町におきましては度重なる制度改正や地方交付税の削減によりまして、地方公共団体の財政健全化の改善というのが重要だと思いますし、また地方の医師不足や看護師不足によります公立病院の改革等まだまだ数多くの課題が能登町には山積しております。ひとつひとつを解決しながら全身全霊を尽くして、今の任期を満了することが私に与えられた責務と考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

**議長（新平悠紀夫）**

5 番向峠茂人君

**5 番（向峠茂人）**

やはり私の想像していたとおりの答弁で大変恐縮ですが、任期いっぱい一生懸命に、この財政厳しい能登町を引っ張って行ってほしいと思います。この質問はまた時期が経てば誰か質問されると思いますので、そのときには明確な答

弁をひとつお願いします。これで質問を終わります。

## 休 憩

### 議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩します。午後3時5分に再開したいと思います。

（午後2時57分）

## 再 開

### 議長（新平悠紀夫）

定刻になりましたので、始めたいと思います。（午後3時05分再開）

それでは次に17番多田喜一郎君

### 17番（多田喜一郎）

私は一点について正したいと思います。

広域廃棄物処理についてということでございます。奥能登地域の一般廃棄物処理の広域化についての町長の考え方でございます。先ほどの議員から厳しい質問が続いておりますが、町長是非ともこの問題もうまく本音を答えていただきたいと思っております。

広域化についての町長の考え方、そしてその中で地域の説明会もしておられるということですので地域の説明会はどのようなものだったのかということをもまず始めに聞かせていただきます。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず、多田議員の奥能登地域の一般廃棄物の処理の広域化ということで私の考えとおっしゃるわけなんです、やはりこのRDF化構想というのは、県が主導でやってまいりました。そして5つのブロックに分けて、それぞれに取り組んできたわけなんです、現在のところ輪島、穴水ブロック以外の4つのブロックでゴミ固形燃料化施設を建設され稼働しているということであり、そして輪島、穴水に関しましても本来ならば自前で建てるというお考えが最初あってスタートしたわけなんです、色々事情がありまして奥能登2市2町の人口の減少、あるいはゴミの減量ということもあります。そういった意味

も考えまして奥能登に同じような大きな施設が2つもいるのかというのが原点ではないのかと思っております。そういう意味ではせっかく奥能登クリーン組合が建設したクリーンセンターがあるわけですから2市2町の今後いろんな面を考えたときには、そこを少し活用して2市2町のゴミを処理するのが一番ベターな方策ではないかということで我々が輪島、穴水からの申し入れを受けた形で取り組んでまいったわけであります。

そういう意味では今後もそういったことを進めていかなければならないと思いますし、それにつきましても5月の13日に能登町全員協議会を開催していただきましてそういった方向性を説明もさせていただきました。その折りに地元住民への十分な説明が不可欠ということでそれがなければ、だめだというようなお話からご理解を得られるような最大限の努力をしていきたいということで地元に入りまして説明もさせていただいております。

そして、まず5月の21日に中ノ又、立ヶ谷内地区におきまして柳田地区の議員さん4名も入っていただきまして、区長を含め地区住民の方18名の出席を得て開催させていただきました。また、神野全地区を対象には7月15日に私も出席しまして神野公民館におきまして、住民の方31名の出席を得て開催しております。

また、上藤ノ瀬、下藤ノ瀬の区長の要請によりまして7月30日には藤ノ瀬の集会場におきまして地元議員の参加もいただきまして、住民の方29名の出席された方に説明をさせていただいております。そういう経過が今現在の現状でありますのでよろしく願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

### 17番（多田喜一郎）

今、町長の説明を聞きました。やはり町長は進めていくという方針なのかなということで理解をします。その中で町長、一つ私の言いたいことは町長がこのような形でやはり私たち全協にも一度は説明がありました。そして地域の説明会の今聞くと中ノ又、立ヶ谷内それから神野の全域、そして上下の藤ノ瀬説明会を開いているということなんですが、私に言わせれば少しおかしいのかなという気がするんです。町長がこのような汗をかく前に輪島、穴水方々のお願いの意志がなんら私には伝わっていない。議会に対して地元に対してそういう説明が伝わっていないように感じてならないのです。確かに私たち全協には説明をいただきました。また恐らく市長、町長からのお願いが町長のところにあったということだろうと思いますが、じゃ穴水の議会が、また輪島の議会が私

たちの議会に対してこのゴミ問題に対してこうなんだよというような話が今まで私は聞いたこともないし、これからもくるという話も聞いておりません。

町長、汗のかく順序が間違えているんじゃないかなという気がするんですよ。たとえ町長がこのように汗をかいても表現は悪いんですが、こちらは能登で一番偉い所なんだ、能登町が手伝いしてくれて当たり前だろう、金さえ出せばいいんじゃないかというような気がしてならないんですよ。なぜならば輪島市長は私たちが広域合併論を唱えたときに、あの市長はとてもじゃないけれども奥能登全域の広域合併論は無理なんだと行政としては無理なんだと言った市長なんです。でも今このゴミを受け入れることはまさに広域合併そのものじゃないですか、ゴミに対しては。そういう矛盾が私はあると思うのですよ。

だからそういうものを輪島市長も輪島議会もきちっと私たち議会に説明しなければならぬと思うんですよ。そしてましてもう一つは穴水が合併に混ぜてくださいよと言ったときにその時になって輪島が否決した広域合併論は否定なんです。輪島は。またもう一つは輪島のある議員は私たちが広域合併論をお願いしたときに能登空港じゃないんだ、輪島空港とすればもっと認識が広がるんだというような見識の持ち主の議員がいる。

このような私たちは見識の中に於いて、私たちはあまりにも走りすぎる、もう少し輪島の議会も穴水の議会も私たちと交渉したうえで町長が動いてもいいんじゃないかな。今町長はせつかくそうして汗をかいておられるけれどもこの汗なんてものは両市町はですね、能登町は汗をかいて当たり前じゃないかというくらいしか私は思っていないと思いますよ。

こんな自己中心的な輪島議会は私は断固として批判していいと思うんですよ。それについて町長どう思いますかね。一つ答えてください。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

私の方から輪島市議会あるいは穴水町議会に対しまして、何か申すと言うことにはないと思います。ただ地元説明会を行いましたときにもやはり、輪島市長あるいは穴水町長にも出てきてほしいというような要請もありましたので、今そういったことで詰めているお二人に出てきていただく集会といいますか、説明会を開きたいという思いで今協議をしている最中にご理解いただきたいと思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

## 17番 多田喜一郎君

### 17番 (多田喜一郎)

是非ですね、住民の方々にもやはり輪島、穴水の熱意というものが伝わるようにしていただきたいと思いますよ。そして私もう一つ言わせていただくなれば、ここに大先輩であられる大谷内議員さん、そして私、皆さんのおかげをもちまして輪島、珠洲、能登町、穴水のこの広域の議会に出させていただいているわけなんです、このなかにもやはり考え方がおかしい、いや私がおかしいかもしれませんが私なりにそう感じ取ったわけでございます。

それはなぜかといいますと、私たちはやはり広域圏はそれなりの独立した議会である、だから故に輪島市議会の規則に準ずるといふ議会規則はおかしいんだよ、だからこれも上だけでも奥能登広域圏の議会とした冠を直してくださいと言ってもいっこうに直さない。前々からの旧柳田村からも発言があり、その他能都町からも発言があり二十何年私は議員をさせていただいておりますが、その中でも問題がある。でもこの間もその中でやはりこのままでいいじゃないかというような発言をするのは輪島の議員の方々だけ。私はですね、輪島ありきのものの考え方でこのゴミの問題は、なかなか処理解決が難しいんじゃないかな。

奥能登は先ほど町長が言われたように、過疎にもなってくる、人口も減ってくる、高齢化も進んでくる、この中にやらなきゃならないことはやはり輪島が率先してみんなをまとめていくというのが、私は奥能登の雄である輪島の仕事だと思うのですよ。それがなにか順序が逆になっている。

この間も私は、ああ情けないな。なぜこういうところに気がつかないのかな。という感じでございます。ましてこの広域のゴミのプロジェクトはやはり先ほど町長が言ったように県の指導では輪島、穴水、門前がですね一つのRDF化のプラントを持つようになってるんですよ。しかしながら今、町長が言われたように人口の問題、それについてゴミの減量化ということで私たちのこの施設で受け入れが可能かなと踏んでいるように思うのですが、これもですね今の時間が例えば8時間稼働ならばこのゴミを受け入れることによって、何時間でこのゴミを処理できる稼働なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

### 議長 (新平悠紀夫)

町長持木一茂君

### 町長 (持木一茂)

今現在、奥能登クリーンセンターでは8時間で稼働しております。それを輪

島、穴水を受け入れることによりまして、16時間稼働ということで今のところは計画しておりますし、それによってやはり人員も増やさなきゃならないということで今のところは計画しております。

**議長（新平悠紀夫）**

17番 多田喜一郎君

**17番（多田喜一郎）**

倍の時間の稼働率でございます。やはり能登町の町民も今まで以上にゴミの処理というものは全体の奥能登の処理をするならば今の時間の倍の時間を要するということは当然、いろいろな問題がそれについてくるわけでございます。だからやはり町長、これはもう一つ、町長はじっくり座っていただいですね、輪島、穴水が本当に真剣な対応をしてきてから動いても遅くはない。じゃないかなという考えなんです、町長はそれでも先に動くんですか。それを一つ聞かせて頂きたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

先とか後とかという問題じゃないと思います。やはりその私自身は能登町の町長として地元の方に説明する責任があるかと思しますので、まずもってこういう計画があるということを地元の方に説明させていただきました。ですから今後は先ほど申しあげたように輪島市長、穴水町長さんにも出でたでいてそういった説明会も開催するような協議をしていきたいと考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

17番多田喜一郎君

**17番（多田喜一郎）**

今、町長が後先の問題ではない。そう答えておられるわけですが、私はやはり後先がある、大事な問題だと思うのですよ。そうしないと地域の住民がかわいそう。やはり町長の顔をみればやってあげたいのかな、やらなければならないのかなという考えは出るでしょうし、それから極端な話、やらざるを得ないのかなと意見も出ると思いますよ。しかし、町長が動く前にそういう相手の

方々が動いてこそ初めて地域に熱意が伝わるということですから町長是非、もう少し急がば回れでございませぬので、じっくりと腰を据えていただきまして、輪島、穴水の対応が出てからでも遅くはない、この計画書もですな、見ればこういう計画策定には今年20年の11月それまでなんですな、この黄色い線を見ると地域計画書策定と書いてありますので、まだ9月になったばかり、もう少し町長が動かないでもいいんですよ。ゆっくりして来るまで待ってくださいよ。それから私たちにもですな、議会同士の会合もあってしかるべきだと思いますよ。そういうことで町長是非、動かないでいただきたいということでもう一遍くどいようやけども町長動かんといってくださいよ。どうですか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

私自身も動かない方が楽なのかなという思いはありますが、尻が軽いもんでなかなかじっと座っているわけにもいきませぬのでそのへんはご理解いただきたいと思ひます。

**議長（新平悠紀夫）**

17番多田喜一郎君

**17番（多田喜一郎）**

町長、尻が軽いといひますが、町長は歯医者でございませぬ。根の深い奥歯がございませぬのでそんな簡単に抜けないと思ひますので、じっくりと考えてこの対応をしていただきたい。そうしないと私は町民が変な方向に考えていってしまう。ということですし、それからやはり輪島も穴水ももっと真剣に考えていただきたい。簡単にもともと考えていただいて進めるようでは成るものも成らんがになる。それからやはり奥能登は将来一つでございませぬので、私は少なくともそう思っている一人でございませぬ。そのためには輪島が一步下がってみんなをたててまとめていくという節度があつてもいいのかなという思いを町長に伝えまして私の質問を終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

以上で一般質問を終わります。

## 休 憩

議長（新平悠紀夫）

ここでしばらく休憩いたします。（午後 3 時 2 5 分）

（追加日程表配布）

## 再 開 追加日程第 1

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後 3 時 2 7 分再開）

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了したので、9 月 1 0 日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

## 休会決議について

議長（新平悠紀夫）

追加日程第 1 「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

9 月 1 0 日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、9 月 1 0 日は休会とすることに決定しました。



次の会議は、9月12日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（新平悠紀夫）

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後3時28分）

## 開 会（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

### 委員長報告

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1 議案第67号「平成20年度能登町一般会計補正予算」から、  
日程第8 議案第74号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について」までの8件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 向峠茂人君

#### 総務常任委員長（向峠茂人）

総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第67号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第4号）歳入及び所管歳出」

議案第73号「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第74号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について」以上3件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、付託された議案のほか当委員会に取り扱いを一任された意見書についてご報告いたします。

「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」については、この後、議会提出議案として提出することに決定しました。

以上をもって報告を終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

次に教育民生常任委員長 宮田勝三君

#### 教育民生常任委員長（宮田勝三）

教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第67号「平成20年度能登町一般会計補正予算(第4号)所管歳出」  
議案第68号「平成20年度能登町介護保険特別会計補正予算(第1号)」  
議案第72号「平成20年度能登町病院事業会計補正予算(第1号)」以上4件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、付託された議案のほか当委員会に取り扱いを一任された意見書についてご報告いたします。

「教育予算の拡充を求める意見書」については、この後、議会提出議案として提出することに決定しました。

以上をもって報告を終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

次に産業建設常任委員長 鍛冶谷眞一君

#### 産業建設常任委員長（鍛冶谷眞一）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第67号「平成20年度能登町一般会計補正予算(第4号)所管歳出」  
議案第69号「平成20年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」

議案第70号「平成20年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」

議案第71号「平成20年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)」以上4件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、付託された議案のほか当委員会に取り扱いを一任された意見書2件についてご報告いたします。

「北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大学校の存続に関する意見書」及び「道路整備の促進に関する意見書」については、この後、議会提出議案として提出することに決定しました。

以上をもって報告を終わります。

#### 議長（新平悠紀夫）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

### 質 疑

#### 議長（新平悠紀夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（新平悠紀夫）**

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

### 議案第67号～議案第72号

**議長（新平悠紀夫）**

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第67号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第4号）」、

議案第68号「平成20年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、

議案第69号「平成20年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、

議案第70号「平成20年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、

議案第71号「平成20年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）」、

議案第72号「平成20年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」、

議案第73号「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第74号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について」までの以上8件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員です。よって、議案第67号から議案第74号までの8件は、委員長報告のとおり可決されました。

## 休 憩

ここで、暫く休憩いたします。 (午前10時09分)  
この間に追加日程を配布いたします。

## 再 開

### 追加議案 (議案第75号～発議第6号)

議長 (新平悠紀夫)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前10時10分再開)

本日、町長から議案第75号「請負契約の締結について(白丸地区コミュニティー施設建設工事)」、

議案第76号「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処理区)処理場電気工事)」、

議案第77号「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処理区)処理場機械工事)」の以上3件及び、向峠茂人君ほか3名から、発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」、宮田勝三君ほか3名から発議第4号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」、鍛冶谷眞一君ほか3名から、発議第5号「北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大学校の存続に関する意見書の提出について」及び、発議第6号「道路整備の促進に関する意見書の提出について」の以上4件、併せて7件が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7としてそれぞれ日程に追加し議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第75号「請負契約の締結について(白丸地区コミュニティー施設建設工事)」を日程に追加し、追加日程第1、議案第76号「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処理区)処理場電気工事)」を日程に追加し、追加日程第2、議案第77号「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処

理区)処理場機械工事)」を日程に追加し、追加日程第3、発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第4、発議第4号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第5、発議第5号「北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大学校の存続に関する意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第6、発議第6号「道路整備の促進に関する意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第75号「請負契約の締結について(白丸地区コミュニティー施設建設工事)」、

追加日程第2、議案第76号「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処理区)処理場電気工事)」、

追加日程第3、議案第77号「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処理区)処理場機械工事)」の以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長持木一茂君

### 提案理由の説明

先程は、議案8件のご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今回追加提案させていただきました、議案3件につきまして、提案理由をご説明いたします。

まず初めに、議案第75号「請負契約の締結について(白丸地区コミュニティー施設建設工事)」でございますが、生涯学習を進める施設として、白丸地区にコミュニティー施設を新築するものであります。

本施設は木造平屋建で、床面積は295㎡となっており、談話ホールと多目的交流ホールを備えております。

本工事につきましては、去る9月10日に指名競争入札を行いましたところ、6千8百25万円で、能登町字松波の株式会社西中建設代表取締役西中順治が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号及び議案第77号の「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処理区)処理場の電気工事及

び機械工事)」でございますが、松波処理区につきましては、平成17年度より国土交通省の補助事業により、下水道の充実を図っております。

昨年度より処理場の建設にかかり、平成20年度の今回は、施設の内部である電気工事及び機械工事を行い施設の完成を目指すものであります。

本工事につきましても、去る9月10日に指名競争入札を行いましたところ、電気工事につきましては、6千3百万円で、金沢市の米沢電気工事株式会社取締役社長米沢寛が落札し、機械工事については、1億6千2百48万7千500円で、金沢市の株式会社柿本商会代表取締役柿本自如が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました議案3件につきましては、いずれも工事の請負契約の締結についてであります。

議員各位におかれましては、何とぞ、ご同意賜われますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

よろしくようお願い申し上げます。

## 質 疑

### 議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第75号から議案第77号までの3件の審議方法について、お諮りします。

議案3件は全体審議といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号、議案第76号、議案第77号は全体審議とすることに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

## 8番(志幸松栄)

75号、76号、77号について、指名のあり方について質問したいと思います。これは先程決まりましたこの金額によれば来場所からは、10月1日より競争入札になるというような認識でございます。その中でこの指名、それと同時にこの業者さんを見ると一応こういう大きな仕事は皆さん、必ずや電気屋さんはこの人たち、下水道のことはこの人たち、というようなことになってきております。その中で適正に指名が行われているのか、行われていないのか質問したいと思います。お答え願います。

## 議長（新平悠紀夫）

監理課長谷内正廣君

## 監理課長(谷内正廣)

それではただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まず白丸の建設につきましては、一般競争入札の要綱に基づきまして有識者名簿によりまして建築業種のAランクの等級に属するものを選定したということでございます。続きまして、下水道に関します、まず電気設備工事でございますけれども、これにつきましては十分なる施工実績並びに完工高それから有識者の数、それから技術能力等を鑑みまして県内の企業より選定を行ったということでございます。

次に機械設備工事でございますが、これにつきましては町内では機械工事に精通した企業はありません。そこで製作設置機械器具類の特殊性や確実なる品質完工高を鑑みた結果、実績のある業者への発注が妥当であるということで下水施設としての機械工事施工実績を有する県内の業者並びに指名競争入札を行うにあたりまして、県内では少数でございます。そういうことで適正なる業者の数を確保するために選定範囲を中部圏まで拡大したということでございますので、よろしく願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

## 8番(志幸松栄)

いま監理課長の言葉で分かりましたけれども、私の言いたいことはこの世の中不況の折に理屈をつければどういう理屈でも言えると思います。そういう中でもう一点お聞きしたいと思います。

上水道なんかでも特にそうですねけれども、この2カ月の間に何回も上水道の



地方の排水屋が出てきてかかって修理を行ったりしております。その中でこうやって金額の大きいものを県外並びに石川県内の有数な業者に持っていかれて、うちの方たちは、業者さんは尻拭いみたいなもので仕事をしております。そういう中でこの業者さんの下請けなり何なり、この金額についての能登町に利益があるのかないのかお答えしてください。

### 8番(志幸松栄)

分からなかったらもう一遍説明しましょうか。下請けでも入ってかかって、この金額に対してかかって能登町の業者さんたちが利益をこうむっているのかいないのかということです。あとの尻拭い、故障起きたりなんだりすれば皆さん地元の業者が呼び出されて夜中でもやっておりますけれども、あまりにもこういう入札の問題についてかって、ちょっと矛盾したところがあるんじゃないかなあと思うんですよ、いかがでしょうか。

### 議長（新平悠紀夫）

水道課長稲井穂積君

### 水道課長（稲井穂積）

まず先程の質問でございますけども、笹谷川ですか、漏水で4回あった訳なんですけども、その点に関して非常にご迷惑をお掛けしたことをまずお詫びを申し上げます。

原因については、添架しているところのフランジというものに亀裂が入って、簡単に言いますと管自体が老朽化それからカバー自体の空洞化と言いますか、その泥が流れて若干地面が下がったというのが原因かなあと。そして先程の質問の中で地元の業者は緊急の場合に夜中でも出たり換えたりで非常に協力してもらっておる訳ですけども、工事自体はでかい工事と言いますか技術的にもいるということなんで、出来れば今後まあ前回もそうでしたけれども明野地内においては地元の育成ということで地元の業者を指名で入れておって、現在やっておるところでございますのでご理解を願いたします。

### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

### 8番(志幸松栄)

まあ三回目です最後だと思うんですけども、私の言いたいことは今私が言った質問の内容と答えが違っていると思うんですけども。まあまあ下水道、私は谷

内さんに答えて欲しかったなあと思うんですけども、議長もう一回だけ谷内さんに答えていただいでよろしいでしょうか。

ただただ結局指名の問題に指名するに至ってはいろんな理屈を先程付けられましたけども、理屈に対しまして私は通るものも通らないものも、そんなもん論議しとればきりが無いですから、あれですれども。ただただ建設公共入札そういうものについては旧能都町、旧内浦、旧柳田この前もそうなんですよ、この内浦の業者さんでしたよ、大きな仕事は。皆さんこうやって合併したにもかかわらず、まだ公共事業の問題は合併していないように見えます。そういう中で指名の問題を結局いろいろ取り糺されているから競争にする。競争だって3千万円ということになれば大きな仕事というのは余りありませんね。ただ監理課長に私は聞きたいのはこの仕事にどこに落ちてもいいんですけども、ましてや金沢地内の方に落ちたこの入札については、下請けその等に能登町の業者さんが利益を被っているのかいないのかどうなのか。下請けでもやっているのかいないのかということをお尋ねしたいと。

#### **議長（新平悠紀夫）**

監理課長谷内正廣君

#### **監理課長(谷内正廣)**

それではお答えいたします。先程私、説明しまして入札については監理課としては入札の執行の所管課でございます。そこで先程説明したとおりに私どもとすれば安定的施工ということを考えますとこういうふうな指名の仕方ということになります。

そこで議員さんのおっしゃる地元の業者が下請けをやってどれだけの利益を得るのか…。

#### **8番(志幸松栄)**

どれだけの利益とか、細かいことじゃなくして利益を被っているのかどうかと、はっきり簡単に答えりゃいいんだよ。

#### **監理課長(谷内正廣)**

その辺につきましては、私たちは入札しまして一応契約までは私どもの監理課で行います。その後につきましては、それぞれの担当課でその辺の方を把握しておるかと思っておりますので、その辺の答弁はそれぞれの課の方へお願いしたいというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

下水道課長西戸人志君

**下水道課長（西戸人志）**

それでは志幸議員の質問にお答えいたします。

今までの実績を申し上げますと、下水道事業に関しましては大きな工事としましては、管渠工事ですねそれと主にポンプの設置工事がございますが、現実にポンプ設置工事に関しましては約1千万円弱の設置工事を実施しておりますが、その業者につきましては下請け等には地元の業者が実際に施工を実施しておるのが現状でございます。

**8番(志幸松栄)**

しておりんろ。

**下水道課長（西戸人志）**

はい。

**議長（新平悠紀夫）**

他にありませんか、17番……。

**8番(志幸松栄)**

あの三回まで言いたけどももう一回だけ言わさしてください。

**議長（新平悠紀夫）**

じゃいいです許可します。8番志幸松栄君

**8番(志幸松栄)**

なんやら答えがくどくどに言っていて分からんげで。俺、するかせんかと聞いてそれだけでいいんですよ。後は私個人的には課長のところへ行ってお聞きしますので。ただ私はこの質問したのはいろいろと私たち3月議会からこの9月議会までの間に新聞に取りただされました、いろいろと入札の問題についてはこの石川県内では。

そういう中の一つの思惑とそれから能登町の経済が冷え切っている問題と、いつもいつも技術が足りないとか言って何年経ったら能登町の大きな入札を能登町の業界は取れるんだろうかなあと思って、いつも感心して見ております。ただし業界の中ではいろいろと公共事業の苦情もあるように私も耳に入ってきて

ておりますけれど。こういう問題はやはり地元のこれだけ経済が不況になったらこういう問題ももう少し考えていく必要があるんじゃないかなあと思って、それをこの前一般競争入札にしたって3千万円という大きな金額。ああいう三千万円以上の工事はいくつぐらい出るのか知りませんが、数少ないと思うんですよ。やはり結局、実際には指名競争入札なんですよ。その指名に入らないとかいろんな問題の中であるんですよ。

そういうことでこれから執行部に対しましても厳粛に受け止めてひとつ今後粗相の無いように行動して行ってほしいなあと考えております。私もいろんな細かい問題を隠しようがないもんですから、これ以上言葉に出せませんが、入札方法も変えられた。そういうことでひとつ公平公正でやってほしいなと、地元を愛しそのような格好でやってほしいなあと考えております。以上終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

答弁ありませんね。

**8番(志幸松栄)**

はい、ありません。

**議長（新平悠紀夫）**

17番多田喜一郎君

**17番(多田喜一郎)**

私もですね、この問題でひとつお願いしたいと思います。まず確認の意味で一般競争入札は10月1日からでしたね。そうするとですね、私はこの三つの入札がなぜ9月10日だったのか、9月10日に決めた理由をまず述べていたきたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

副町長山元淳二君

**副町長(山元淳二)**

ただいまの多田議員のご質問にお答えいたします。

一般競争入札を能登町が20年度から実施するという方針の下で20年度の4月から指名審査委員会で何度となく検討を重ねて参りました。そういう中で先程からの議論の中にあるように例えばその金額それからいろんなその他細部

にわたっての検討を重ねて参りました。そしてその検討した結果、実施時期の検討がまとまったのが8月の中旬頃だったと思います。そして10月から実施する準備をして参りました。

たまたま、この3件については当然20年度の事業でございますので、その10月以降よりも早めに入札を実施するという考えの中で9月10日の実施日となった訳でございます。その9月10日というもやはり実施するまでのいろんな技術的な検討を重ねた結果、9月10日の日にたまたまなったということでご理解を願いたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番(多田喜一郎)

あのですね、たまたま9月の10日にしたというのは私は非常に苦しい答弁だと思いますよ。出来たらやはりこれも当然委員会にかけろべきであると私は思っておりますので、できたら9月の前に入札したっていいじゃないですか。

それからもうひとつは10月1日から一般競争入札で3千万円以上となればこれもひとつの目玉として能登町は公正なルールの下でやりますよと言うのなら、10月1日まで延ばしてやったって私は何ら問題は起きないと思うんですよ。この9月10日と10月1日の20日間の間にですね、工期ができるのかできないのか、そういう判断があったのかないのか、お願いいたします。副町長。

#### 議長（新平悠紀夫）

副町長山元淳二君

#### 副町長(山元淳二)

ただいまのご質問にお答えいたします。総合的にこれを判断してこの入札の日程、そしてまた一般競争入札の開始の日を検討した結果、決めた訳でございます。ただその中には当然20年度工事については年度内の完成そういったものも強く頭におきながら検討を重ねましたということでご理解願いたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

**17番(多田喜一郎)**

あのですね、年度内完成を求めるのならば私はやはり8月中旬までに一般競争入札の方針がまとまっていたと先程のお答えでしたから、じゃ一般競争入札が10月1日にしなくて9月の初めでもいいんじゃないんですか。そしてこれを一般競争入札にかけるというならば余計透明性に落ち着くと思うんですよ。

それからもうひとつ、やはりどうしても工期の関係で9月10日に出したという。年度内に工期が収まらなくて、延期願いでも出てくれば副町長これもまたおかしな問題ですよ。これを決めた日程というものは業者のための日程、一般競争入札を逃れるための日程みたいなことしか考えられませんので、その辺は副町長どうですか。これ故意にやったとしか思われませんかよ。

**議長(新平悠紀夫)**

副町長山元淳二君

**副町長(山元淳二)**

先程の日程の中で8月中旬頃に10月からすればいいなあというふうな話が出ましたが、最終的に指名審査委員会が9月の8日に開いております。そこで例えば前回の一般質問等でありました3千万円の数字なり、それから正式に決めた10月というのも8月8日の指名審査委員会で決めまして、町長の決済をいただいてこの議会に臨んでおります。

そしてもし工事が工期内に出来なかったらどうするんだというふうなご意見ですが、これはその予定で執行いたしまして万が一、例えば天候なりいろんな状況の中で遅れる場合もございます。そういうことについては、当然適切にその業務の中で判断して遅れるものはそういう手続きがあるかと思えます。よろしくご理解願います。

**17番(多田喜一郎)**

議長もう一度。

**議長(新平悠紀夫)**

17番多田喜一郎君

**17番(多田喜一郎)**

私はですね、是非やはり公平性に欠けた入札の仕方は良くないと思うんですよ。もっと開かれた入札にするのならば、やはり10月1日の一般競争入札の

問題が出てきておりますので、やはりこれは20日まで待つて10月1日以降にですね、能登町は一般競争入札にやったというような方がよけい良かったのかなあと思っております。やはりもう少し皆さんが疑惑に感じられないような、そういう入札の執行をお願いしたいと思います。終わります。

## 議長（新平悠紀夫）

他に質疑ありませんか。12番山本一朗君

### 12番（山本一朗）

先程の志幸議員の質問に対して稲井水道課長が答えられるべきではなかったなと志幸君の感想は、まったく私もそのとおりだと答弁者が違っているんじゃないかなあと思ってたんですが、たまたま稲井課長が笹谷川の下流の河口のあそこでよく壊れて水道が止まるというふうな発言をされていたんですが。

その折ですね、ほとんどの原因のひとつが川の横積みの石段のあれが困っていて、だんだんだんだん下がっていて、水が入ってまた下がるそれが原因ということですね、本来はあの件に関しては建設課等がきちっともう少し調べるなりして、何回も石川県にも申し込んである場所なんです。雨がきたら積んだ石が抜けて海に流れていくような無様な場所なんですから。それが原因であの水道管をしょっちゅう水道が止まって直さなきゃいけないという稲井課長の悩みっていうのはでかいと思うんです。そういう点もう少し一緒に失敗を繰り返すんじゃないくて、もう少し課横断できちっと対応してそれでも出来なかったら、川だから県だと思いうんですが、あの川は県の者に聞いたら町の管理だから町でやってくださいよと、冷たい返事も過去ございましたのでもう少しその辺はしっかりして復旧にあたって万全を期していただきたいということは、これひとつのお願いです。

質問としてはこの白丸のコミュニティセンターの件でございます。6,825万円という高いのか安いのか分からないんですが、この設計書を見ている限りでおおよそ85~86坪の建物じゃないかなあと思うんです。そして計算していきますと坪単価が78万円ぐらいの計算になるんですが、これの計算式でいくと一般住宅、公共住宅を見てもですね、ちょっと坪単価が高いんじゃないかと。まあ、高いという特殊な工法を入れてあるんだったら別ですが、そういった特殊工事の工法の仕様書もこの資料にないもんでその辺、担当課長なり監理課長で少し高い理由、坪単価の高い理由、高いのか安いのか分からないんですよ。ただ一般の建築に比べたら非常に高いなど、今の中国の北京オリンピックの件で材料高がバンバンバンバン来ているからこれだけ高くなったんだと、答弁されればそれでいいですよ。その辺少し説明していただきたいなと思うん

です。

**議長（新平悠紀夫）**

生涯学習課長行谷一芳君

**生涯学習課長（行谷一芳）**

山本議員さんの質問にお答えいたします。工法的なものということなんですが、一部ホールなどと後水周り関係が中心になるかと思うんですが、ホールに関しては高めに出ている可能性はあるかと思えます。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。12番山本一朗君

**12番（山本一朗）**

ホールが高いとか、そう言われるんだったらそれでいいですが、まあ、それはそれでいいです。

あと水道課長の答弁を踏まえてですね、もう少し町長も現場なり、多分町長は見ておられると思うんですが、石が抜けて石積みが常に浸水していく。あの場所が工事の要因だったらそこはやっぱり町が建設課なり執行部と水道課長ときちんと話をし、どうにもお金の面がつかなくなったら石川県でもいってお願いして川の問題ですと災害にも対応できるようなものにしておいてほしいなど思っ、これはお願いですのでそれ以上聞きません。

**議長（新平悠紀夫）**

他に質疑ありませんか。14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

私も白丸のミニティセンターのですね、ちょっとお聞きしたい点が二、三ございます。ひとつはこの財源内訳、いわゆる国、県の補助金がどれだけ入るのか。一般財源、町の金がいくらになるのか。その割合についてまずお聞きしたいと思います。あの総務課長、総務課長……。

（「財政課長や」という声あり）

**議長（新平悠紀夫）**

ちょっと課が違いますので。課が違いますので。



**1 4 番（鶴野幸一郎）**

いや、あのう財源ですから。

**議長（新平悠紀夫）**

企画財政課長高雅彦君でよろしいですか。企画財政課長高雅彦君

**企画財政課長（高雅彦）**

白丸公民館の財源についてのお尋ねですが、今回の補正にはあげてございませんで、当初予算にあげておったものでございまして。国庫補助等の補助は入っておりません。確か全額起債事業であててございます。

**議長（新平悠紀夫）**

1 4 番鶴野幸一郎君

**1 4 番（鶴野幸一郎）**

国庫補助がなくて全額地方債。いわゆる借金で行うと、こういうお答えだと思うんですが。今、この世間一般的にですね、箱物行政ということについて非常に問題が厳しいという中であって、そういう補助金もないのにこれを今作らなきゃならなかったのかという疑問があると思うんです。

例えばこの上町公民館ですか、これは校舎のあとを改装してやっておる訳ですので。例えばそのような学校を改装して出来なかったのかとか、いろんな町民の皆さんから素朴な疑問かも知れませんが、そういう疑問が湧いてくる。これは致し方ないことだと思うんです。そういうことを含めまして、今こうして新しい公民館を造らなきゃいけなかった、起債を100%起こして借金をして造らなきゃいけなかった必然性といえますか、これはやはり町長きちっと町民に説明責任はあると思うんです。それできちっとお答えいただければいいかなと思いますのでよろしく願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

まず白丸地区のコミュニティーセンターに関しましては合併前の旧内浦時代に白丸小学校が統合ということで、その統合の折に地域の皆さんと協議会を立ち上げてまして協議されたそうです。そのときにはやはり空いた小学校の利活用と

いう形での協議が行われたそうなのですが、当初地域の皆さんは校舎を利用して計画を立てられておりました。その当時の規模的には3億、4億のお金を掛けて小学校を改修して地域のコミュニティー施設にしたいという思いでありました。それはやはり、合併しまして再度我々も検討した結果、それはやはりちょっと非常に今の財政を考えても難しいんじゃないかと。しかし地域の皆さんと旧内浦町時代の約束というのはありますので、その約束を果たすためにはどうしたらいいかということで、我々自身も一生懸命考え協議もしました。その結果が今回の6,800万という値段で落ち着いたということで地元の皆さんにも理解していただきましたので、校舎の利用じゃなくって保育所の跡地にこのコミュニティー施設を建設するというので地域の皆さんにもご理解いただいたので今回の発注ということになったということをご理解いただきたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

**議長（新平悠紀夫）**

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決 議案第75号

**議長（新平悠紀夫）**

これより、採決を行います。お諮りします。

議案第75号「請負契約の締結について(白丸地区コミュニティー施設建設工事)」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

**採 決**  
**議案第76号**

**町長（持木一茂）**

次に、議案第76号「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処理区)処理場電気工事)」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

**採 決**  
**議案第77号**

**町長（持木一茂）**

次に、議案第77号「請負契約の締結について(平成20年度能登町特定環境保全公共下水道事業(松波処理区)処理場機械工事)」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

**発議第3号**

**議長（新平悠紀夫）**

次に、追加日程第4 発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。5番 向峠茂人君

## 提案理由の説明

### 5番（向峠茂人）

ただいま上程されました発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況にあります。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っています。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定とともに、過疎地域市町村を含む合併が行われ、合併市町村で過疎地域の市町村に該当しない場合、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎市町であった区域が過疎の要件を満たしているときには、過疎地域と見なすよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようよ

ろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明に代えさせていただきます。

## 質 疑

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

## 発議第4号

## 議長（新平悠紀夫）

次に、追加日程第5 発議第4号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番 宮田勝三君

### 提案理由の説明

#### 11番（宮田勝三）

ただいま上程されました発議第4号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、教材費、就学援助、奨励金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきています。また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。

政府は国の責任として、どの地域に住んでいようが、無償で良質な一定水準の教育が受けられるようにしなければいけないと考えます。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、この意見書を提出します。

#### 記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全性など、教育予

- 算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 人材確保法の趣旨及び、教職員の厳しい勤務実態をふまえた、教職員給与財源の確保に努めること。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

## 質 疑

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

### 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第4号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

## 発議第5号

### 議長（新平悠紀夫）

次に、追加日程第6 発議第5号「北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大学校の存続に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。13番 鍛冶谷眞一君

### 提案理由の説明

#### 13番（鍛冶谷眞一）

ただいま上程されました発議第5号「北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大学校の存続に関する意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

昨年末、独立行政法人整理合理化計画において、「雇用・能力開発機構は、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」と閣議決定されておりますが、地域中小企業のものづくり人材の供給・育成の核となっている石川職業能力開発短期大学校は、若年者の人材育成、技術相談支援を担う重要な役割を果たしており、地域の産業振興・活性化に大きく寄与しているところであります。

さらに石川県のと地域は、建設機械及び工作機械を中心とした「ものづくり」の技術を生かした企業が多く、団塊の世代の熟練工から、若い世代に技術を引き継いでいくことが必要と考えます。

とりわけ石川県能登地域は、過疎化、少子化、高年齢化が著しく進行しており、中小企業やものづくり企業では人材確保が厳しい環境にあります。特に、大学・短大卒者の県内就職比率は5割程度に止まり、就職者の大半が県外に流出しているのが現状において、石川職業能力開発短期大学校では80%以上が県内出身者、県内就職を果たしており、地域中小企業の人材ニーズに対応した人材育成に果たす役割は大きく、企業の中核的な役割を担う人材育成施設として、その存続に対する多くの要望が企業からよせられています。

建設機械及び工作機械を中心とした「ものづくり」の技術を生かした企業の求人ニーズは、専門的な知識や技能、創造性、問題解決等の能力を有する実践技術者が求められております。また今後、国際競争の激化及び技術革新の変化サイクルが短くなる中、ものづくりを基本として最新技術に対応できる若年技能者育成が望まれております。



石川職業能力開発短期大学校の小中学生に対する「ものづくり体験教室」、高校生に対する「実践的体験授業」の取組みは、少子化や理系ばなれが社会的に危惧される中、ものづくりに親しむ社会の形成と若年ものづくり人材の育成に対する意識啓発の場となっています。

よって、関係省庁におかれましては、独立行政法人雇用・能力開発機構の存廃にあたって、こうした地方におけるものづくり人材の発信・育成・確保の必要性を十分に考慮されることを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

## 質 疑

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大学校の存続  
に関する意見書の提出について

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第5号「北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大

学校の存続に関する意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

## 発議第6号

議長（新平悠紀夫）

次に、追加日程第7 発議第6号「道路整備の促進に関する意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。13番 鍛冶谷眞一君

### 提案理由の説明

13番（鍛冶谷眞一）

ただいま上程されました発議第6号「道路整備の促進に関する意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

「道路」は、住民の安全・安心の確保や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤である。特に、能登町においては、多様な交通手段を有する大都市圏とは異なり、移動に当たっては、自動車に頼らざるを得ないため、今後とも着実に整備を進めていくことが必要であり、そのためには安定的な財源を確保していくことが不可欠である。

道路特定財源については、来年度から一般財源化する方針が示されたところである。しかし、地方においては、道路特定財源だけでは不足し、すでに多くの一般財源を投入して、必要な道路整備を行っているのが実態である。よって、国においては、地方の実態を十分に踏まえ、年内に行われる税制の抜本改革にあたっては、道路整備に必要な財源を確保するとともに地方への配分割合を高めること。また、地方道路整備臨時交付金制度についても、その趣旨を鑑み、地方が主体的に道路整備が行えるような財源を確保・拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

## 質 疑

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

### 道路整備の促進に関する意見書の提出について

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第6号「道路整備の促進に関する意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第3号から発議第6号までの4件の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

## 閉会中の継続審査の申し出の件

### 議長（新平悠紀夫）

お諮りします。

総務常任委員会をはじめとする、3 常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第 7 5 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

これを日程に追加し、追加日程第 8 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を日程に追加し、追加日程第 8 として、議題とすることに決定しました。

追加日程第 8 「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君

### 町長（持木一茂）

平成 2 0 年第 3 回能登町議会定例会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り提出案件を全てを可決い

ただきまして誠にありがとうございました。

この夏には国内各地において集中豪雨が頻繁に発生し、被害をもたらせました。能登町においても、6月末に発生しました集中豪雨により今回災害復旧費を計上させていただきまして。また追加提案いたしました白丸地区コミュニティー施設建設工事をはじめ3事業を含めまして可決承認いただきまして案件については、速やかに遂行いたしまして地域の皆さんの生活環境の向上を図りたいと考えております。

今後とも議員各位のご支援並びに町民各位のご理解とご協力を賜りながら誠心誠意執行に努めてまいりますので、よろしくお願ひしまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

## 閉 議・閉 会

### 議長（新平悠紀夫）

これをもちまして、平成20年第3回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、8日間にわたり大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

（午前11時19分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年9月12日

能登町議会議長 新 平 悠紀夫

署 名 議 員 奥 成 壮三郎

署 名 議 員 奥 野 清